

長崎県再犯防止推進計画

～だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指して～

令和3年3月



目 次

I	計画の概要	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	基本理念.....	2
第4	重点課題.....	2
第5	計画の期間.....	3
第6	再犯の防止等に関する施策の指標	3
II	本県の現状とこれまでの取組.....	6
第1	本県の現状.....	6
第2	これまでの取組.....	24
III	施策の展開	25
第1	関係機関・団体等との連携体制の構築	25
第2	就労・住居の確保.....	29
1	就労の確保	29
2	住居の確保	33
第3	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	36
1	高齢者・障害のある人への支援	36
2	薬物依存を有する人への支援	38
第4	学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止.....	42
1	学校等と連携した修学支援の実施	42
2	学校等と連携した非行防止等のための取組.....	44
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等	48
1	特性に応じた効果的な指導の実施等.....	48
2	犯罪被害者等の心情等を理解するための取組.....	53
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進.....	55
1	民間協力者の活動促進	55
2	広報・啓発活動の推進	59
IV	計画の推進体制	62
V	参考資料	63
第1	用語集	63
第2	長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会委員名簿	75

本文中の青字の用語については、巻末の用語集に説明を記載しています。

I 計画の概要

第Ⅰ 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14年（2002）にピークを迎えたが、犯罪抑止のための様々な取組の結果、平成15（2003）年以降、減少傾向にあります。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、平成28（2016）年には約半数の48.7%となり、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。

平成28年（2016）12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）の第4条第2項では、県は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条第1項では、県は、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした現状を踏まえ、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）が立ち直り、地域社会の一員として、共に生き、支え合う社会づくりを促進し、地域共生社会を実現するため、令和3（2021）年度を初年度とした長崎県再犯防止推進計画を策定します。

SDGsについて

平成27（2015）年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称 SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も、平成28（2016）年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同年12月22日には、「SDGs実施指針」を策定し、その中で、各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを推奨」することとしています。犯罪をした者等の再犯防止に関しては、「SDGs実施指針」の優先課題とされていることから、本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。



再犯防止推進分野で貢献が可能であると考えられる目標

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	各国内及び各国間の不平等を是正する		包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。

第3 基本理念

だれ一人取り残さない“やさしい社会”的実現を目指します。

第4 重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会が実現されるよう、次の重点課題に取り組みます。

- 1 関係機関・団体等との連携体制の構築
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

国 の 再犯防止推進計画における5つの基本方針

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の关心と理解が得られるものとしていくこと。

第5 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

第6 再犯の防止等に関する施策の指標

（1）再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを進め、達成状況を検証します。

長崎県における刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和7（2025）年度末までに714人以下（基準値の20%減）にする。

【基準値】令和元（2019）年の刑法犯検挙者中の再犯者数（892人）
【出典：法務省提供データ】

(2) 再犯防止に関する施策の動向を把握するための参考指標 [長崎県の現状 (データ)]

〈就労・住居の確保関係〉

① 協力雇用主の状況

協力雇用主数	165 社
実際に <u>刑務所</u> 出所者等を雇用している協力雇用主数	16 社
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等	23 人

【出典：法務省提供データ（令和元（2019）年10月1日現在）】

② 県内所在刑事施設における出所者（289 人）のうち、帰住先がない者の数及びその割合

56 人（19.4%）

【出典：法務省提供データ（令和元（2019）年）】

③ 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者の数

更生保護施設 173 人
自立準備ホーム 15 人

【出典：法務省提供データ（令和元（2019）年）】

〈保健医療・福祉サービス利用の促進関係〉

① 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った件数
53 人

【出典：長崎県地域生活定着支援センター報告（令和元（2019）年度）】

② 薬物事犯保護観察対象者（21 人）のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合

1 人（5 %）

【出典：長崎保護観察所提供データ（令和元（2019）年）】

③ 薬物乱用防止教室等の開催件数

263 回（参加人数 15,936 人）

【出典：長崎県薬務行政室（令和元（2019）年）】

〈学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止〉

保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した者の数
5人

【出典：長崎保護観察所提供的データ（令和元年（2019）年）】

〈民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動推進関係〉

① 保護司の状況

定数	890名
現員数	797名
充足率	89.6%

【出典：法務省提供的データ（令和2（2020）年1月1日現在）】

② “社会を明るくする運動” 行事参加者数

33,335人

【出典：法務省提供的データ（令和元（2019）年）】

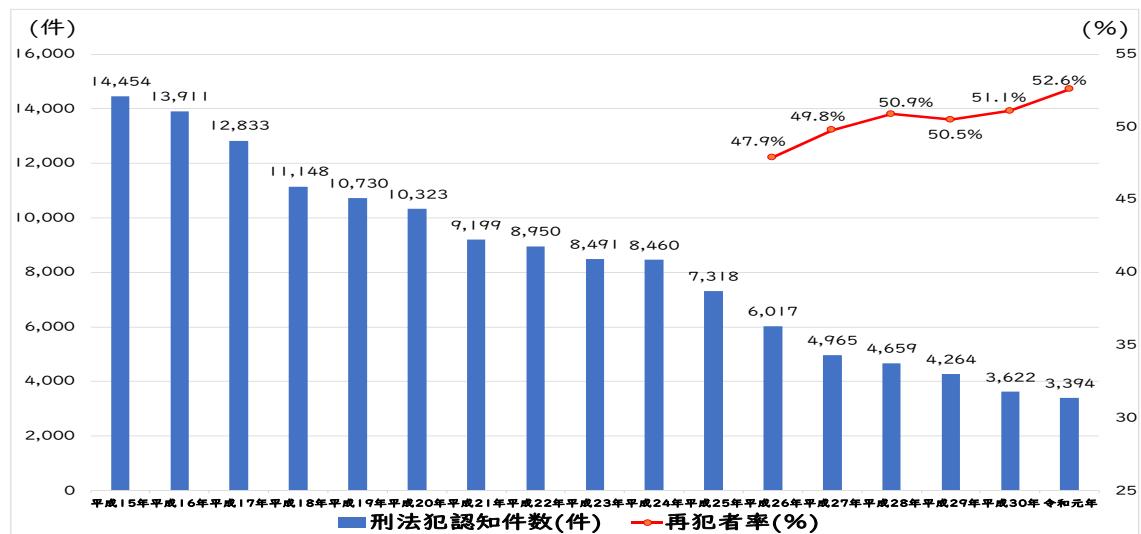
II 本県の現状とこれまでの取組

第Ⅰ 本県の現状

本県における刑法犯認知件数は、平成以降のピークとなった平成 15 (2003) 年の 14,454 件から 16 年連続減少し、令和元 (2019) 年には 3,394 件と、平成 15 (2003) 年の約 4 分の 1 を記録しました。

一方で、県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は近年 50%付近を推移しており微増傾向にあることから、県民が、安全・安心に暮らすことができる長崎県の実現には「再犯の防止」が重要な取組の一つとなっています。

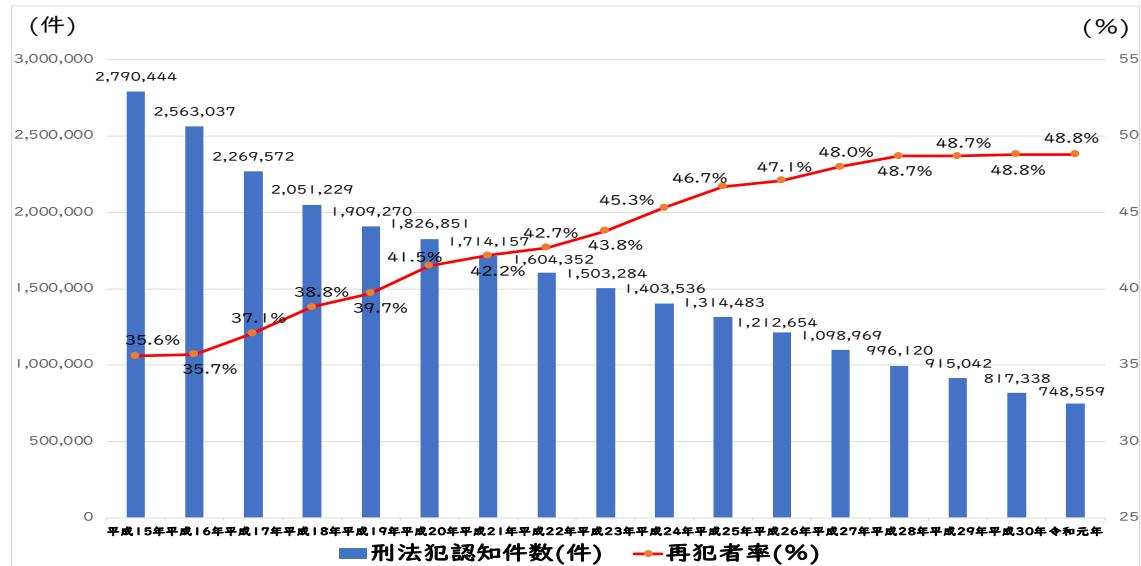
[表1：長崎県における刑法犯認知件数と再犯者率]



注1) 警察庁・犯罪統計及び法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 再犯者率は法務省から提供があった平成26年～令和元年分のみ記載

[表2：全国における刑法犯認知件数と再犯者率]



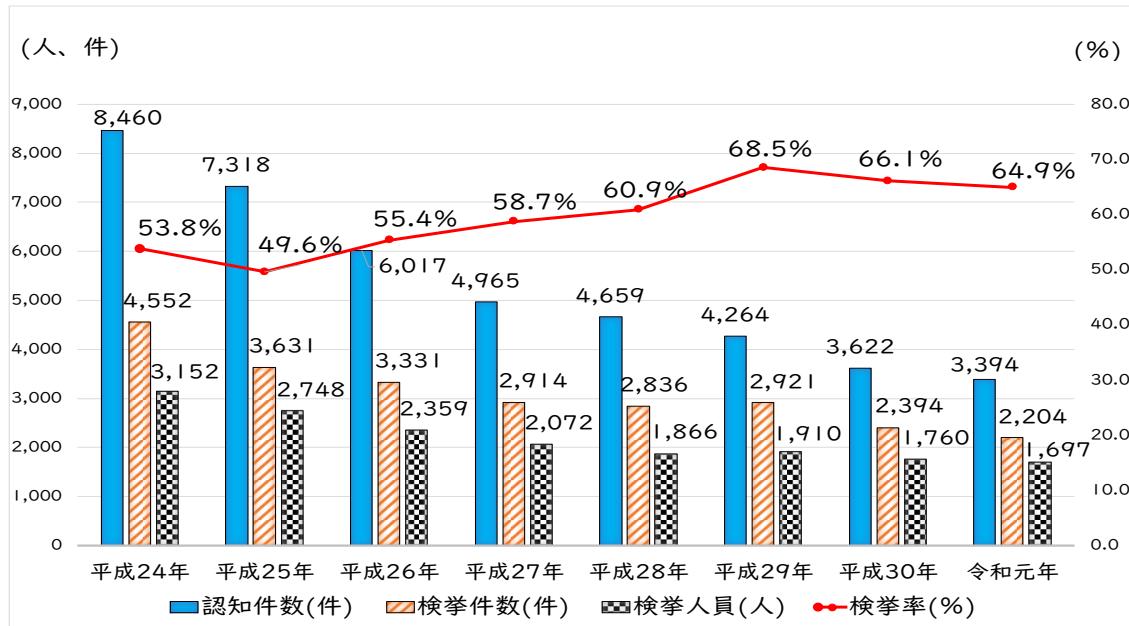
注1) 令和2年犯罪白書、警察庁・犯罪統計資料を基に長崎県が作成

注2) 平成15年から平成26年までは、危険運転致死傷を含む

I 刑法犯認知・検挙状況の推移

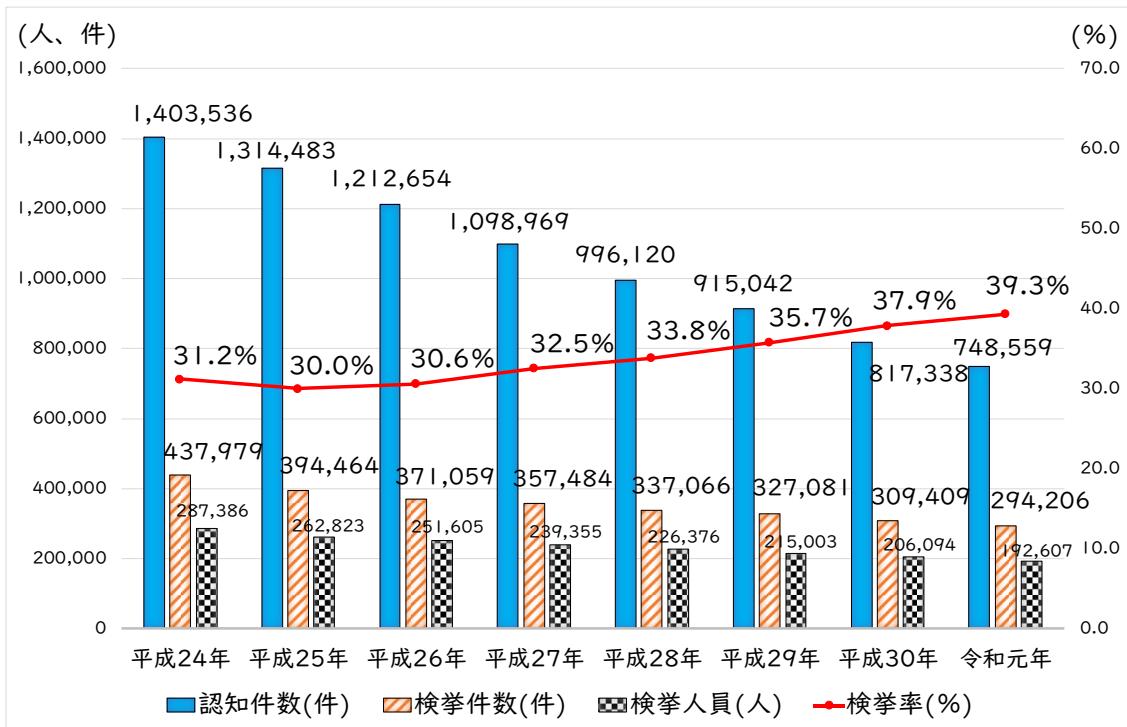
本県の刑法犯認知件数は年々減少し、一方、検挙率は増加傾向で、全国に比べ、高い水準にあります。

[表3：長崎県]



注) 警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成

[表4：全国]



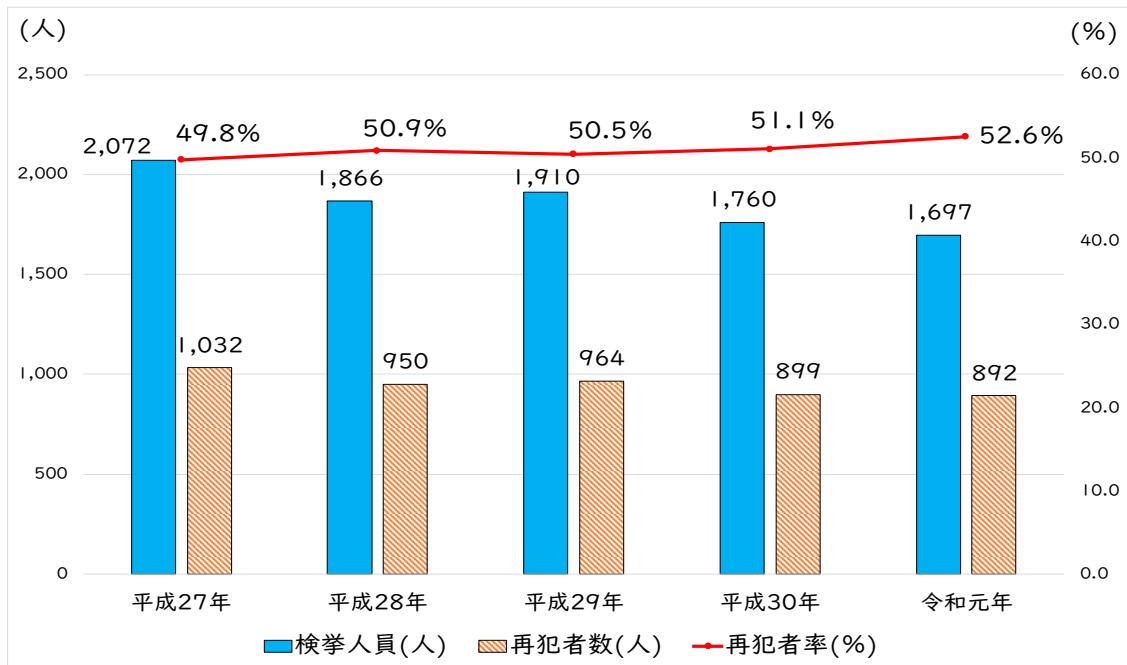
注1) 令和元年犯罪白書（警察庁・犯罪統計による）及び警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成

注2) 平成24年から平成26年までは、危険運転致死傷を含む

2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

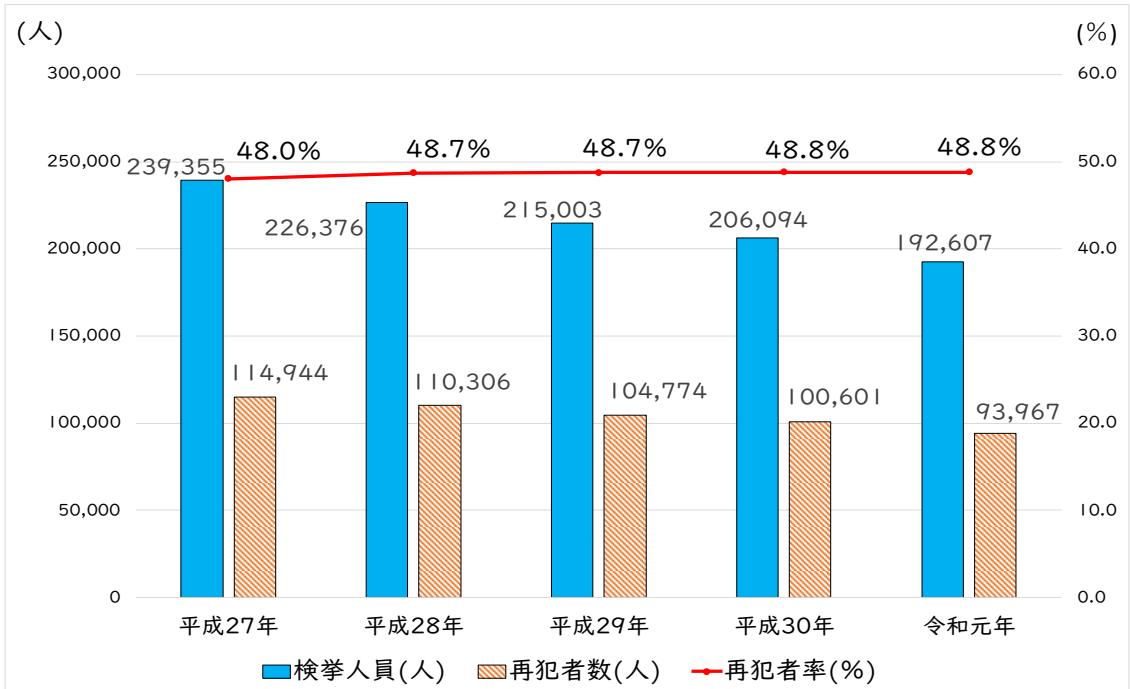
本県の刑法犯検挙者数は減少傾向にあります、再犯者率は微増傾向で、全国に比べ、やや高い状況にあります。

[表5：長崎県]



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

[表6：全国]

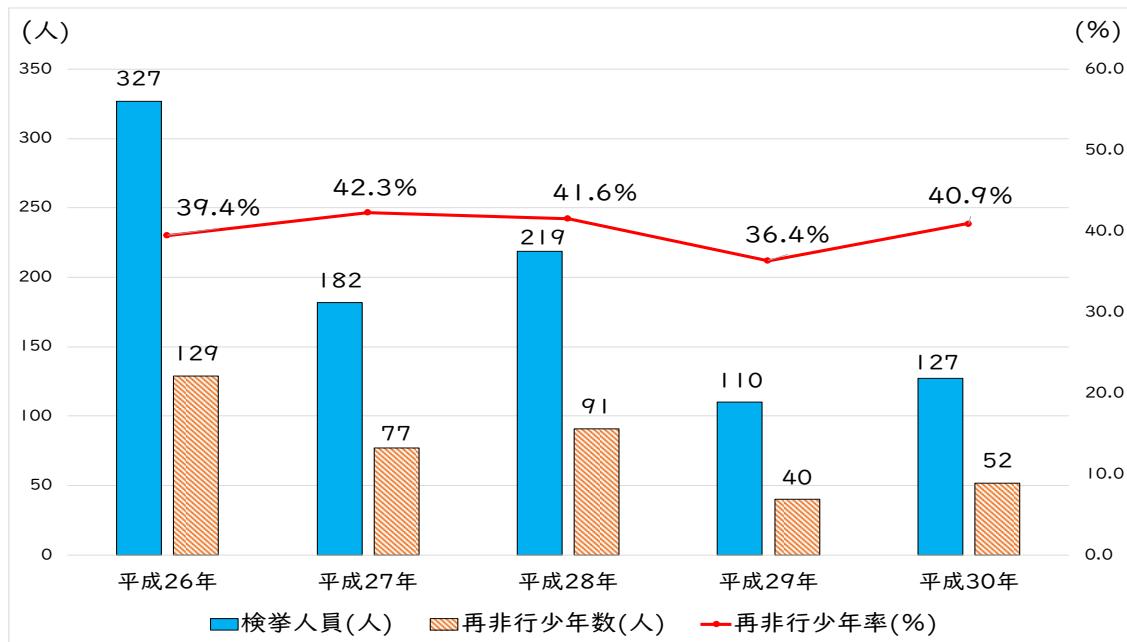


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

3 少年の刑法犯検挙人員中の再非行少年の人員及び再非行少年率

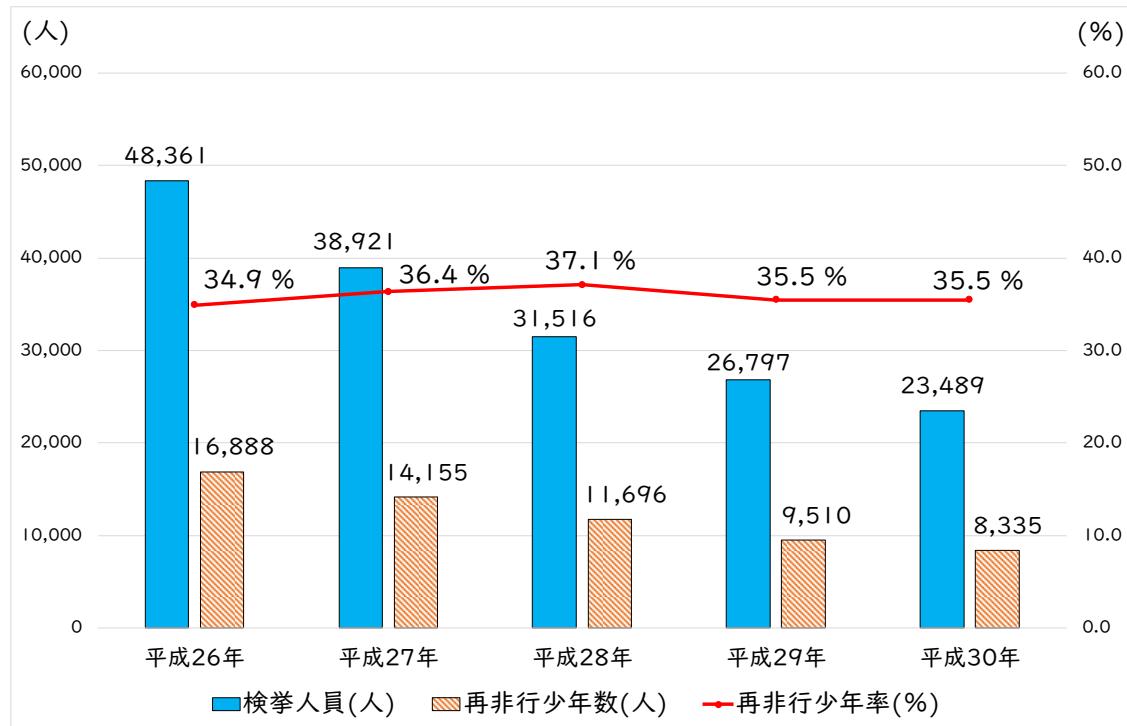
本県の少年の刑法犯検挙人員は、年によって波があるものの減少傾向で、再非行少年率は全国に比べ、やや高い状況にあります。

[表7：長崎県]



注1) 長崎県警統計資料を基に長崎県が作成
注2) 触法少年を含まない

[表8：全国]



注1) 令和元年版犯罪白書資料（警察庁の統計による）を基に長崎県が作成
注2) 触法少年を含まない

4 刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（令和元年）

本県の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合並びに高齢者の割合は、全国に比べ高い状況にあります。

また、薬物事犯（覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法）の検挙者数に占める再犯者数の割合は、刑法犯における再犯者率に比べ、非常に高くなっています。

[表9：長崎県]

区分			刑法犯検挙者数						薬物事犯	
			総数	【内数】						
				凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯		
長崎県	総数	(人)	1,565	19	376	911	99	21	44	
	再犯者数	(人)	838	8	194	522	58	6	35	
	再犯者率	(%)	53.5	42.1	51.6	57.3	58.6	28.6	79.5	
	無職者	(人)	759	6	126	529	41	3	11	
	無職者の割合	(%)	48.5	31.6	33.5	58.1	41.4	14.3	25.0	
	65歳以上	(人)	507	2	94	355	15	4	1	
	65歳以上の割合	(%)	32.4	10.5	25.0	39.0	15.2	19.0	2.3	

注1) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

[表10：全国]

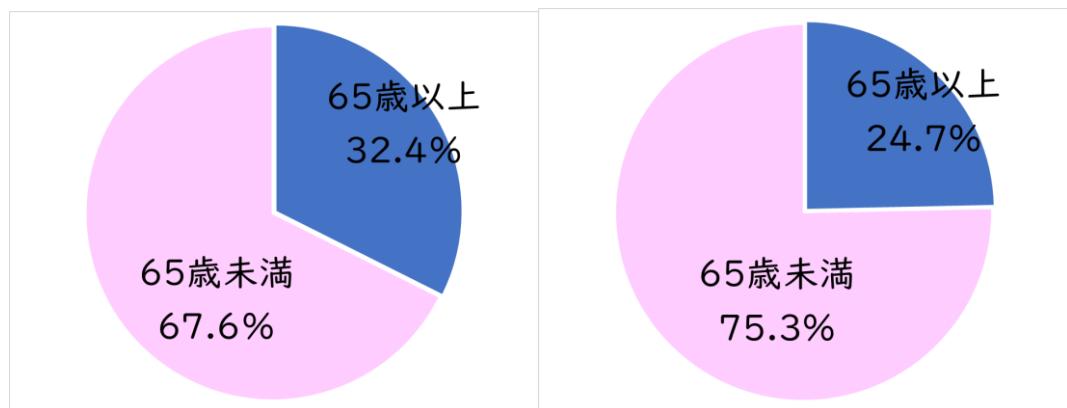
区分			刑法犯検挙者数						薬物事犯	
			総数	【内数】						
				凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯		
全国	総数	(人)	172,197	3,732	47,246	83,125	9,989	4,887	12,217	
	再犯者数	(人)	86,952	2,021	21,509	45,241	5,418	2,141	9,180	
	再犯者率	(%)	50.5	54.2	45.5	54.4	54.2	43.8	75.1	
	無職者	(人)	78,192	1,601	13,853	48,775	4,462	1,098	5,003	
	無職者の割合	(%)	45.4	42.9	29.3	58.7	44.7	22.5	41.0	
	65歳以上	(人)	42,463	430	6,642	29,754	1,001	550	352	
	65歳以上の割合	(%)	24.7	11.5	14.1	35.8	10.0	11.3	2.9	

注1) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

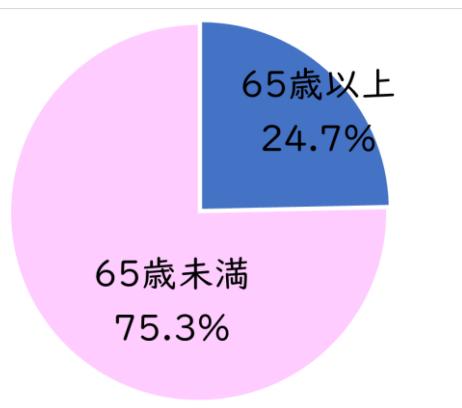
注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

(1) 刑法犯検挙者のうち 65 歳以上の割合

[図1：長崎県]

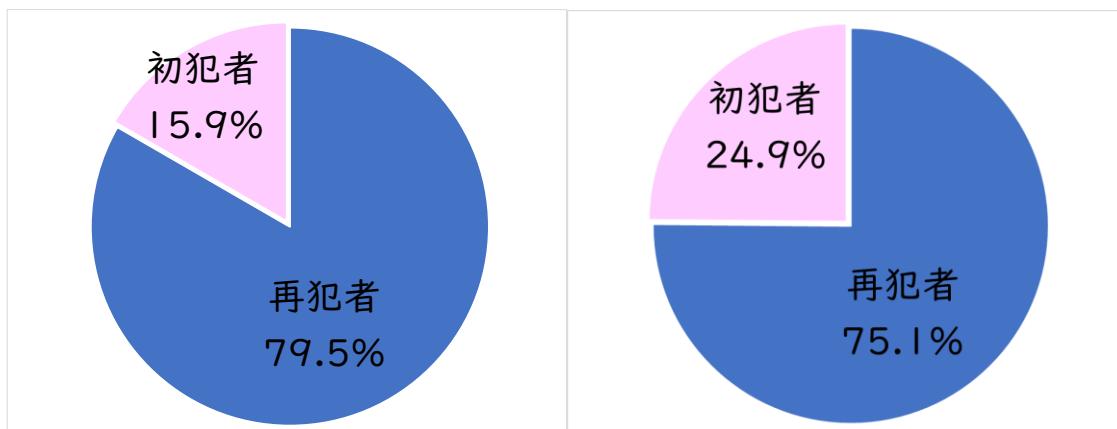


[図2：全国]

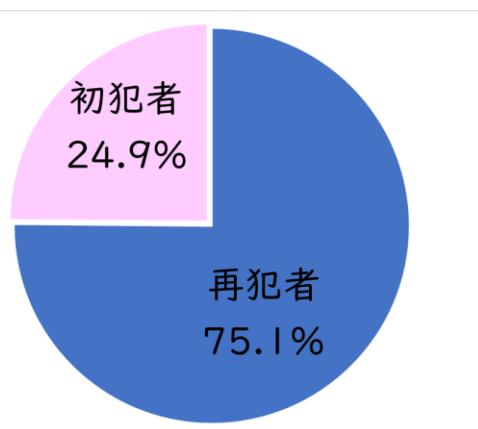


(2) 薬物事犯検挙者における再犯者の割合

[図3：長崎県]



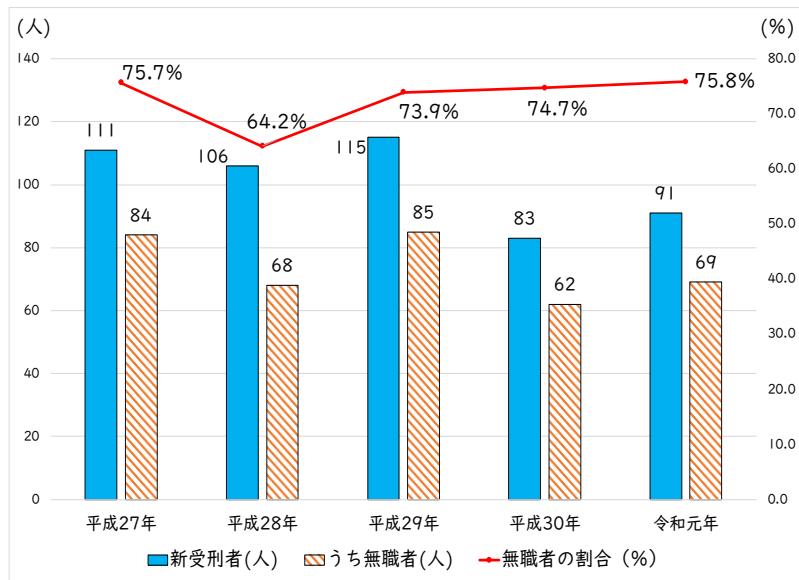
[図4：全国]



5 新受刑者に占める犯罪時無職の者の割合

犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者の中、犯罪時無職であった者の割合は近年70%超で推移し、全国に比べ高い状況にあります。

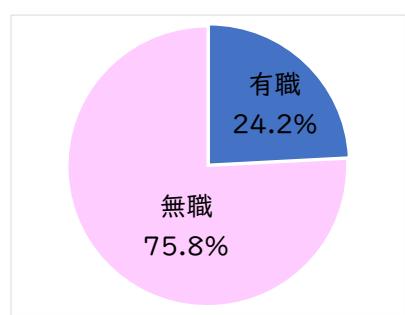
[表 11：長崎県]



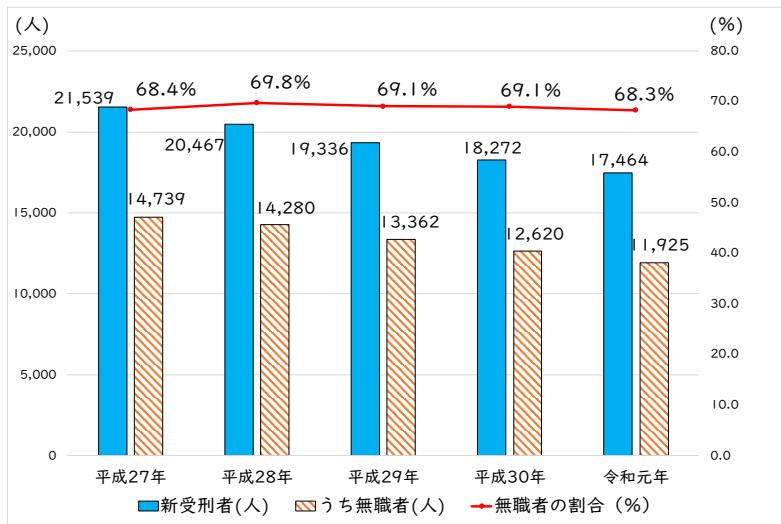
注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

[図 5：長崎県]

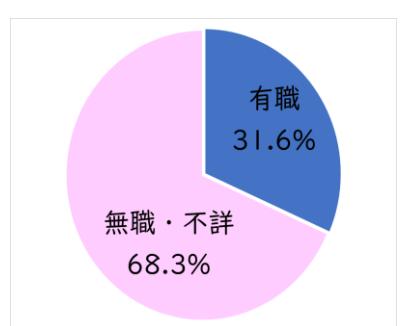


[表 12：全国]



注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

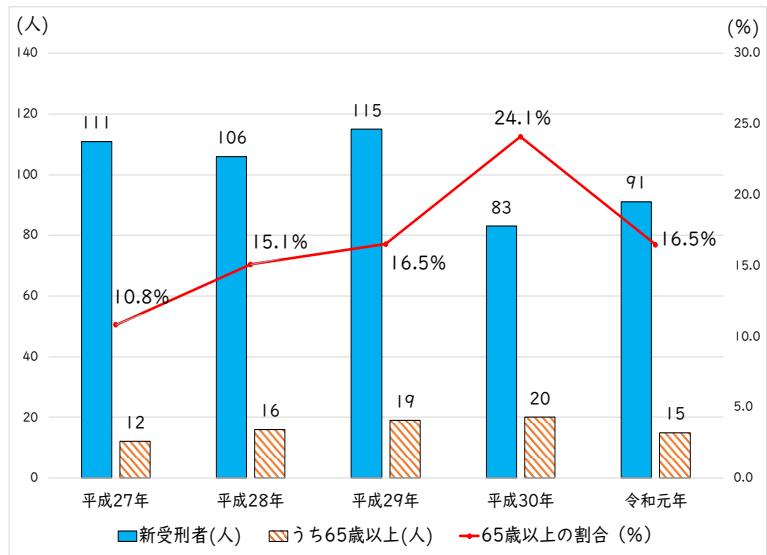
[図 6：全国]



6 新受刑者に占める 65 歳以上の者の割合

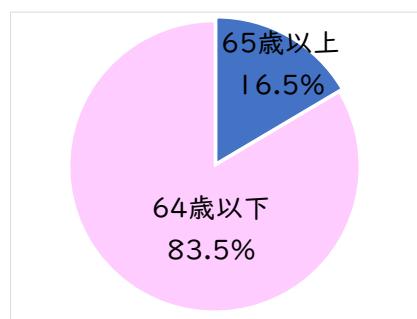
犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者うち 65 歳以上の者の割合は、全国に比べて高い割合で推移しています。

[表 13：長崎県]

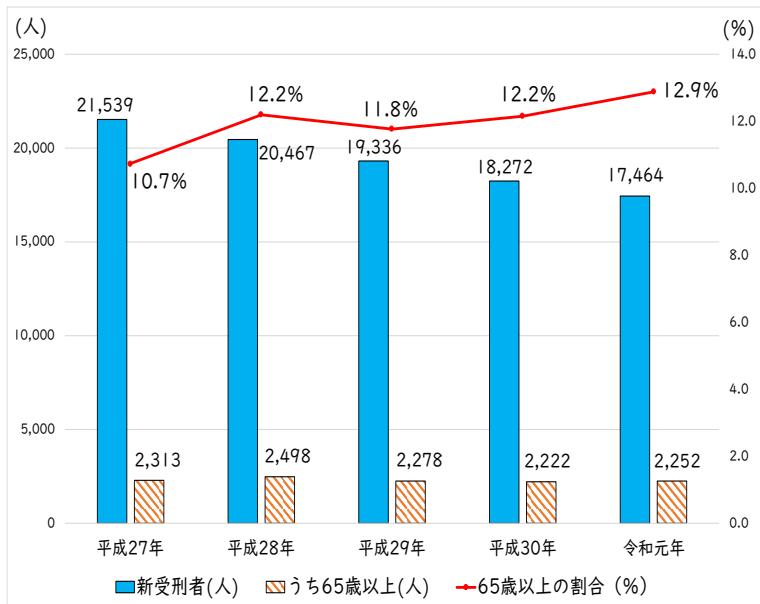


注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

[図 7：長崎県]

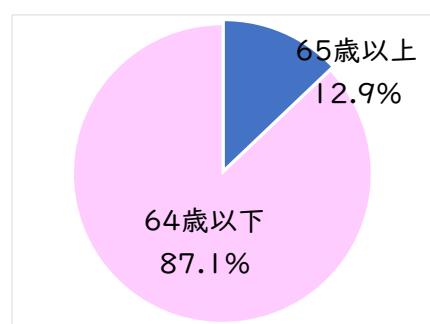


[表 14：全国]



注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

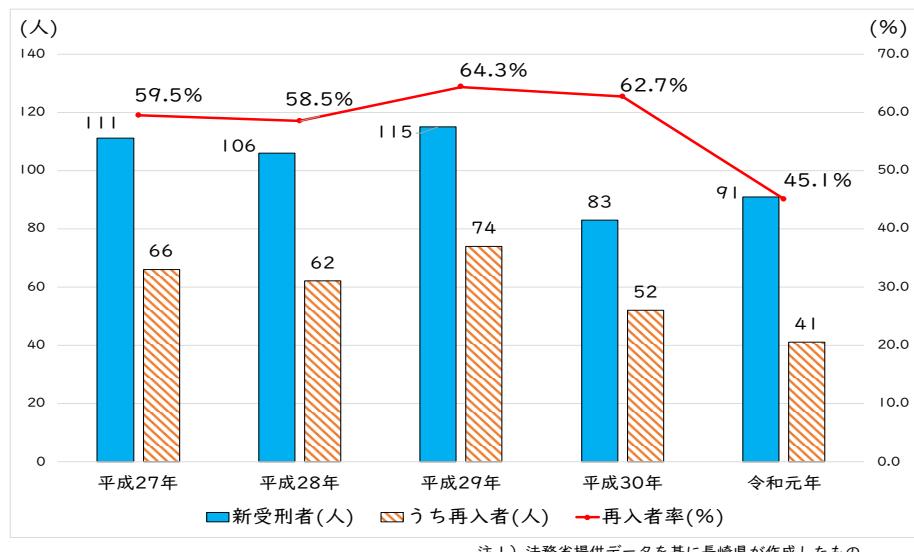
[図 8：全国]



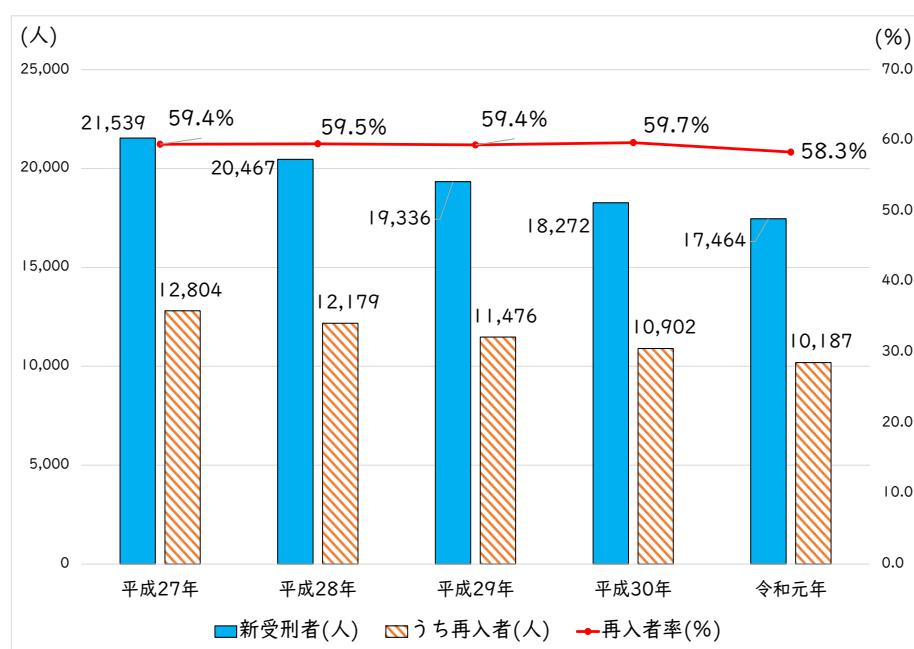
7 新受刑者中の再入者数及び再入者率

犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者のうち、再入者の割合は、平成 30 (2018) 年までは 60% 前後で推移し、全国より高い傾向にありました。令和元 (2019) 年は 45.1% と減少し、全国に比べ低い割合となっています。

[表 15：長崎県]



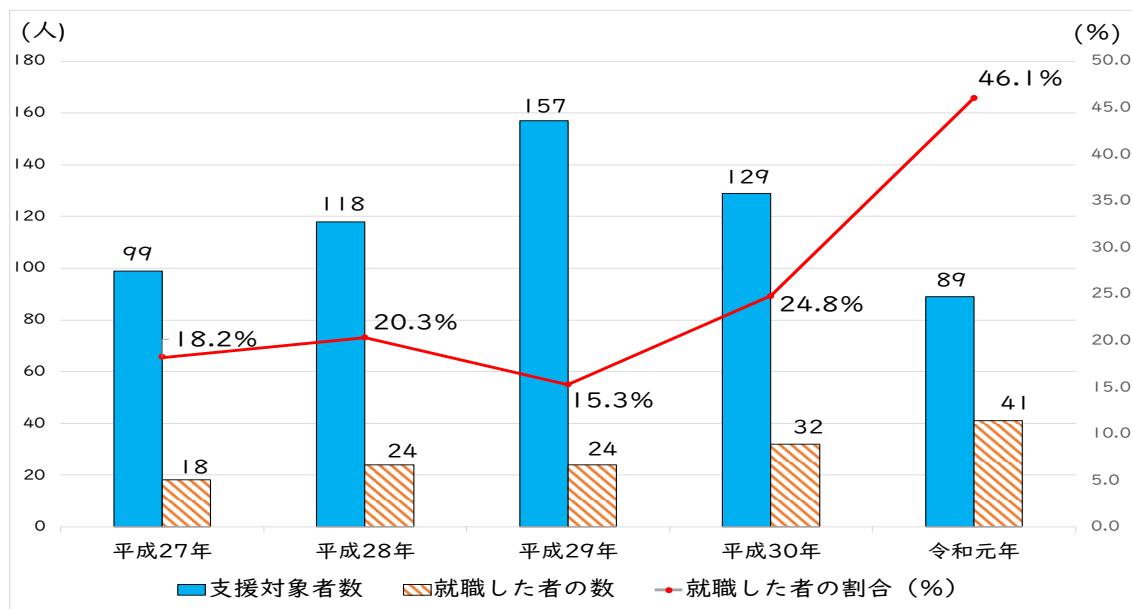
[表 16：全国]



8 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

刑務所出所者等に対して、ハローワークと矯正施設や保護観察所等が連携し、本人の希望や適性に応じた計画的な就労支援を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」によって就職した人の割合は年々増加しており、本県では令和元（2019）年に89人に対して支援を実施し、41人が就職しています。

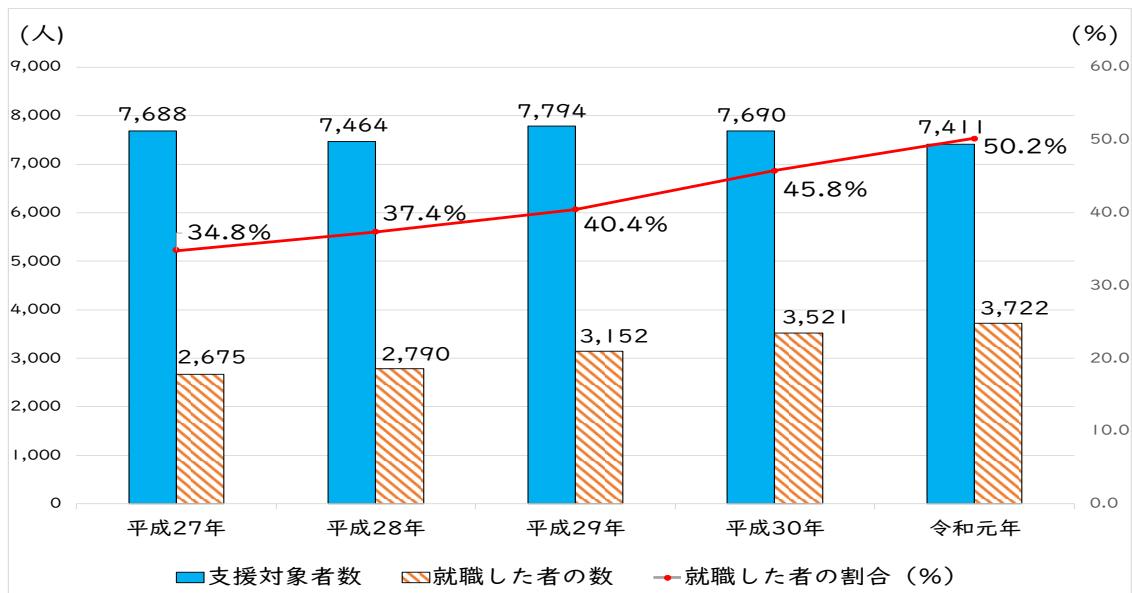
[表 17：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 長崎県に所在するハローワークで相談を受けた対象者のデータ

[表 18：全国]

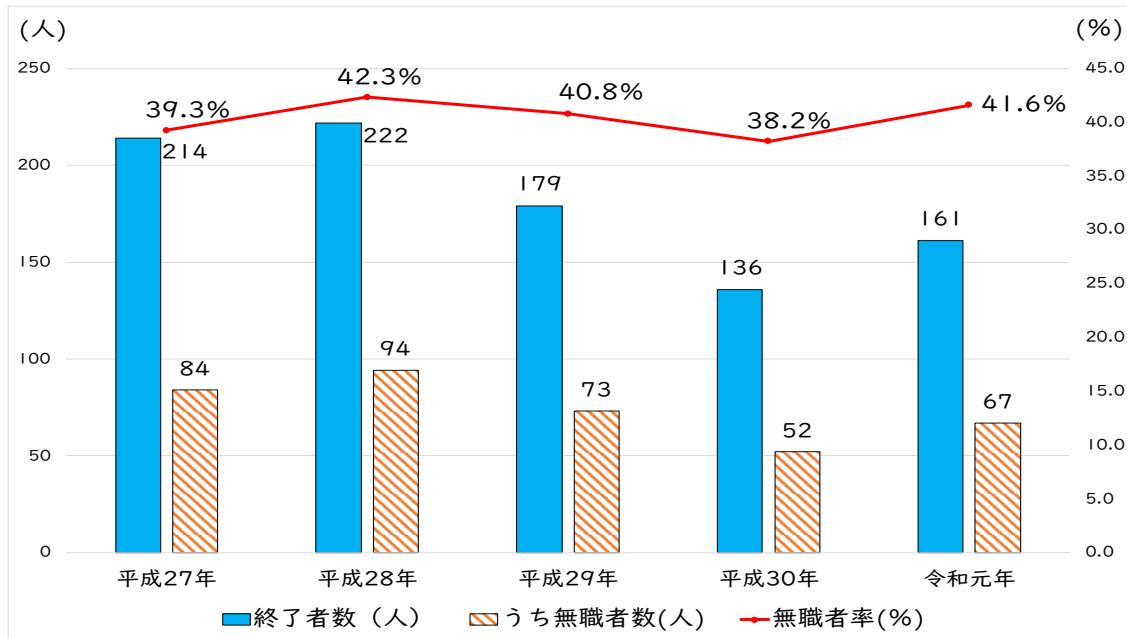


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

9 保護観察終了時に無職である者（成人）の状況

本県の保護観察終了時に無職である者（成人）の割合は、40%前後で推移し、全国に比べ、やや高い状況にあります。

[表 19：長崎県]

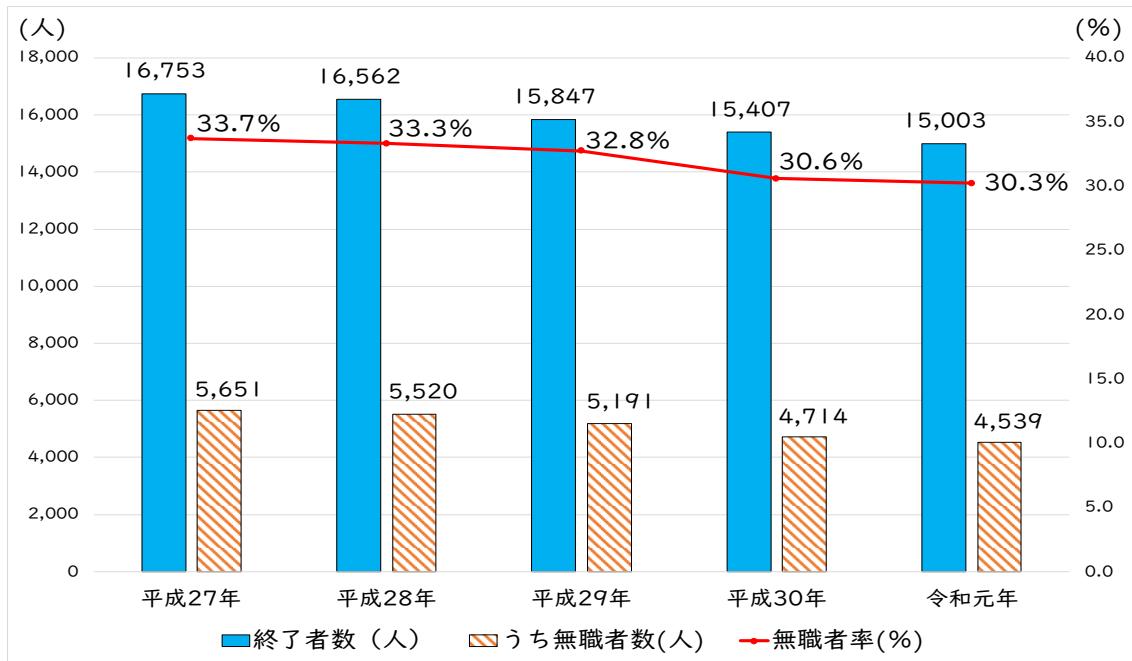


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 職業不詳の者を除く

注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

[表 20：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

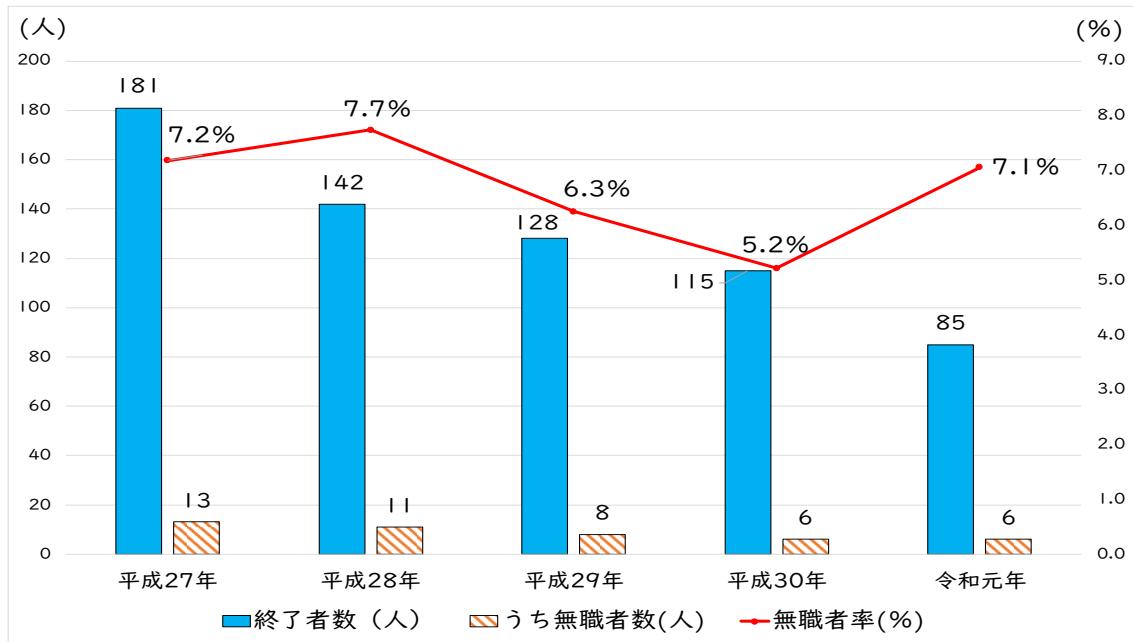
注2) 職業不詳の者を除く

注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

10 保護観察終了時に無職である者（少年）の状況

本県の保護観察終了時に無職である者（少年）の割合は、年によりばらつきがあるものの、全国に比べ低い状況にあります。

[表 21：長崎県]

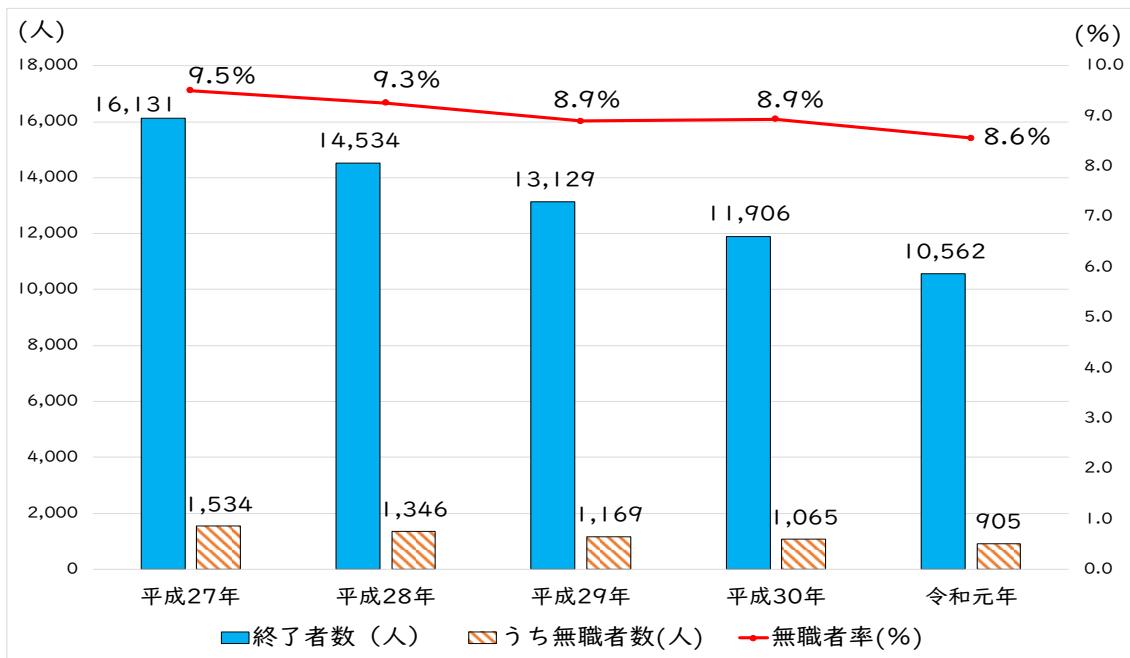


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く）及び少年院仮退院者

[表 22：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

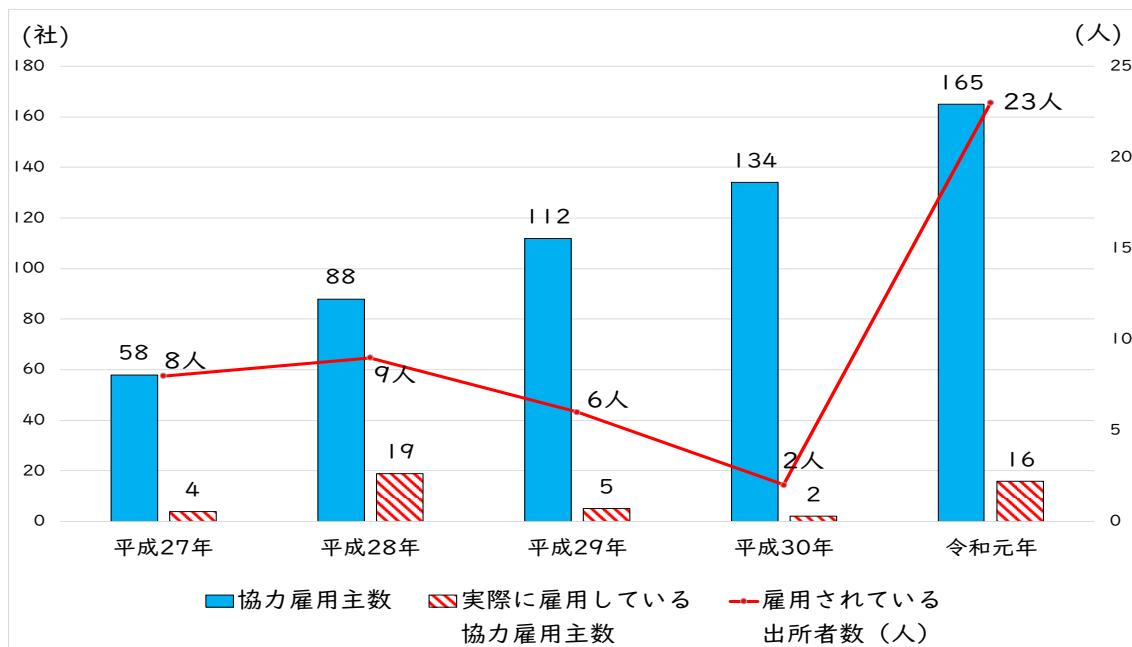
注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く）及び少年院仮退院者

II 協力雇用主の状況

協力雇用主数は近年増加傾向にあり、本県においては、令和元（2019）年10月1日現在、165社となっています。また、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は16社、雇用されている人数は23人となっています。

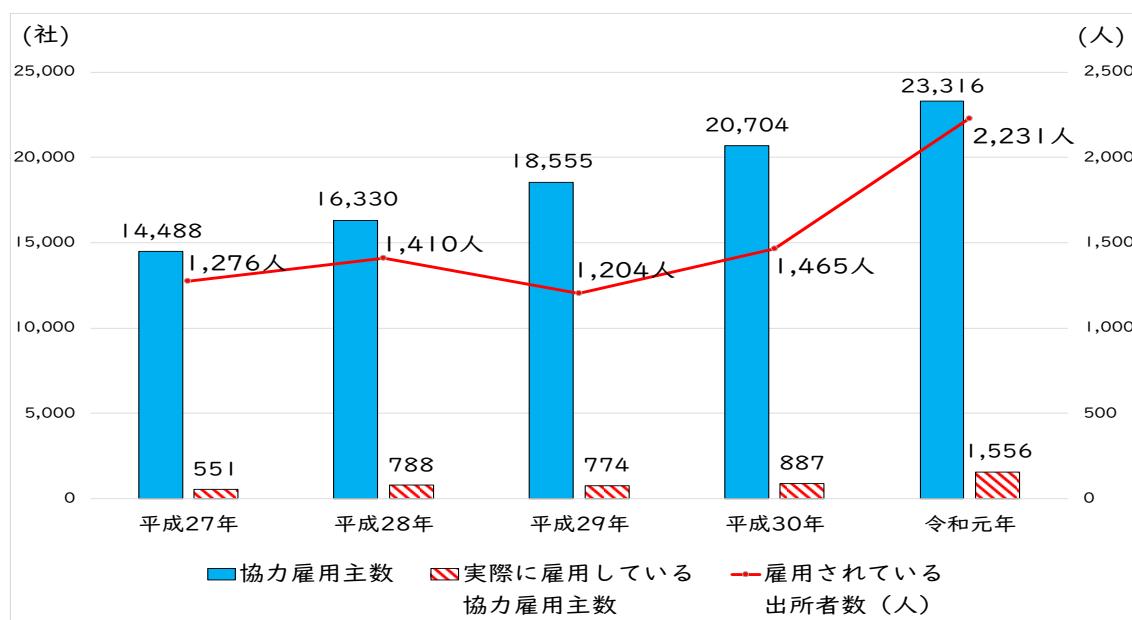
[表23：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 平成27年から平成30年までは4月1日現在、令和元年から10月1日現在

[表24：全国]



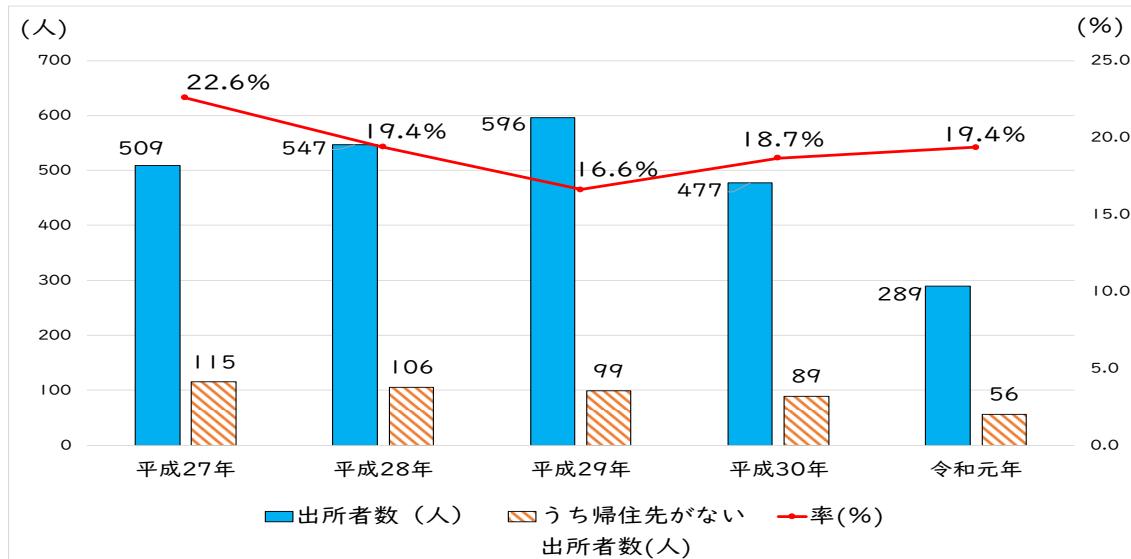
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 平成27年から平成30年までは4月1日現在、令和元年から10月1日現在

12 出所時に帰住先がない者の状況

本県の刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は全国に比べ、やや高い状況にあります。

[表 25：長崎県]

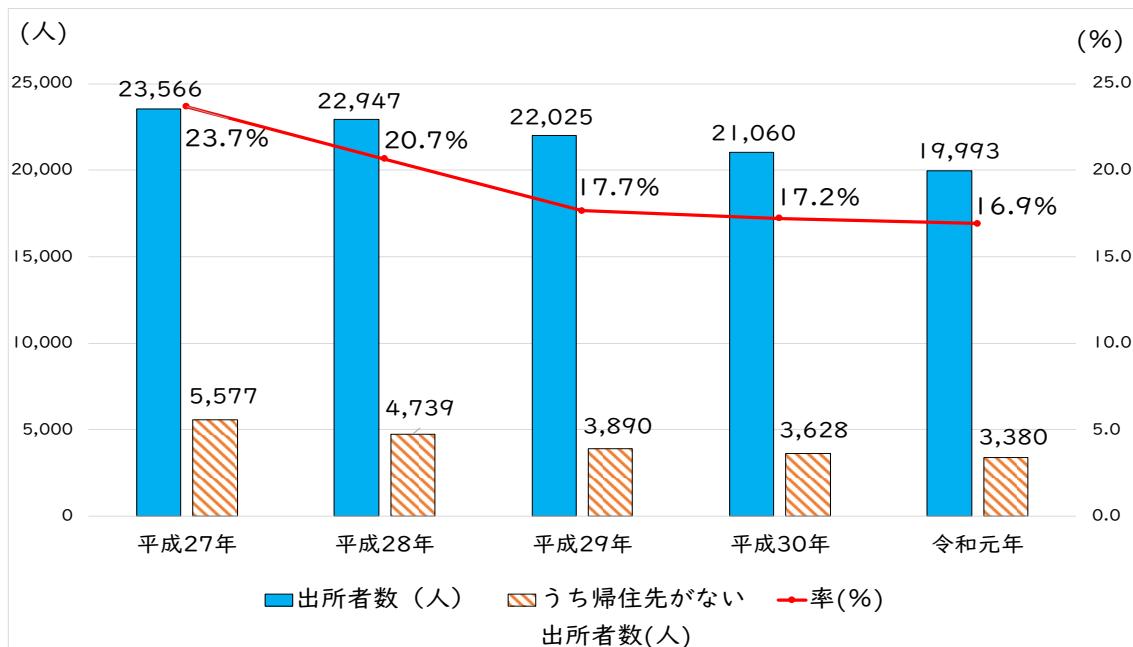


注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 長崎県内の刑事施設を出所した者の数値

注3) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

[表 26：全国]



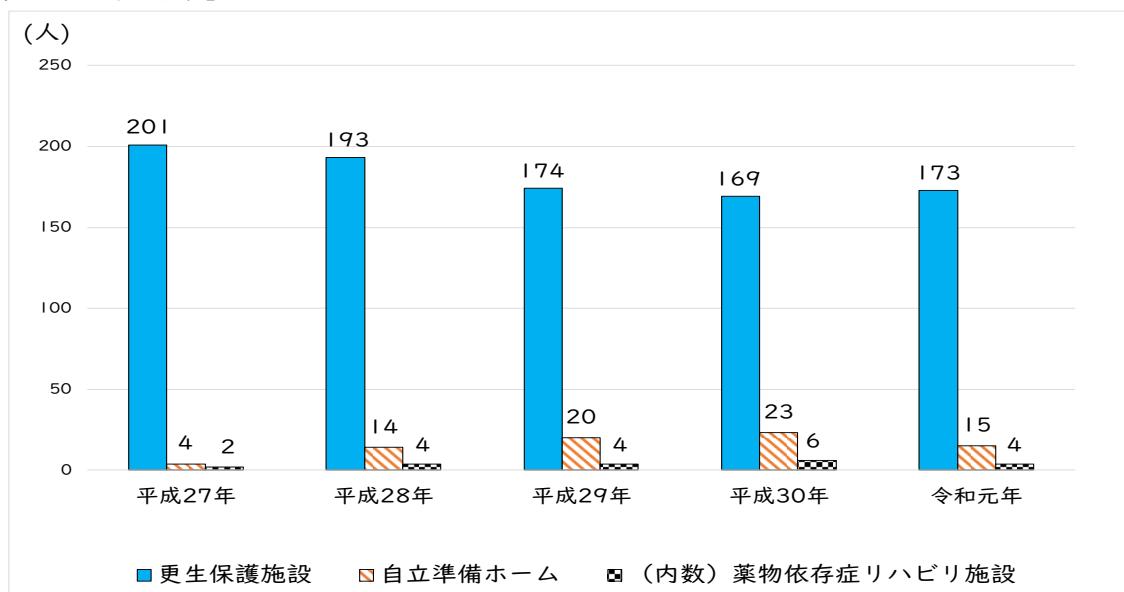
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

13 更生保護施設及び自立準備ホームへの委託状況

刑務所出所者等で住居がない、頼るべき人がいないなど直ちに自立することが難しい場合には、保護観察所の委託を受け更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所が確保されます。施設在所期間は、原則6月（一定要件のもと6月の範囲で延長可）で、本県の平成30（2018）年度の平均在所日数は96.5日（全国77.7日）となっています。

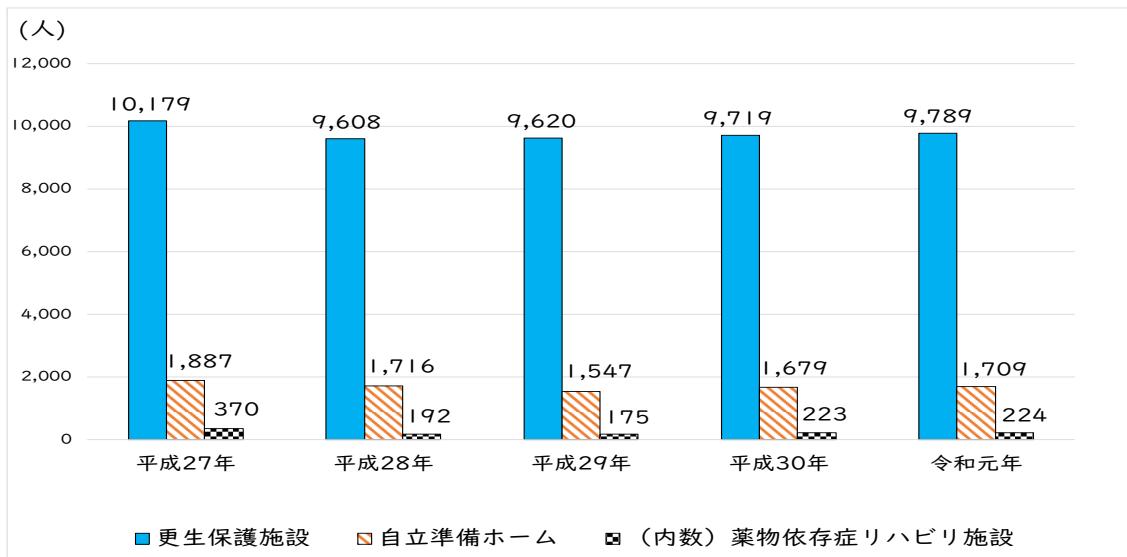
[表27：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）を含む

[表28：全国]



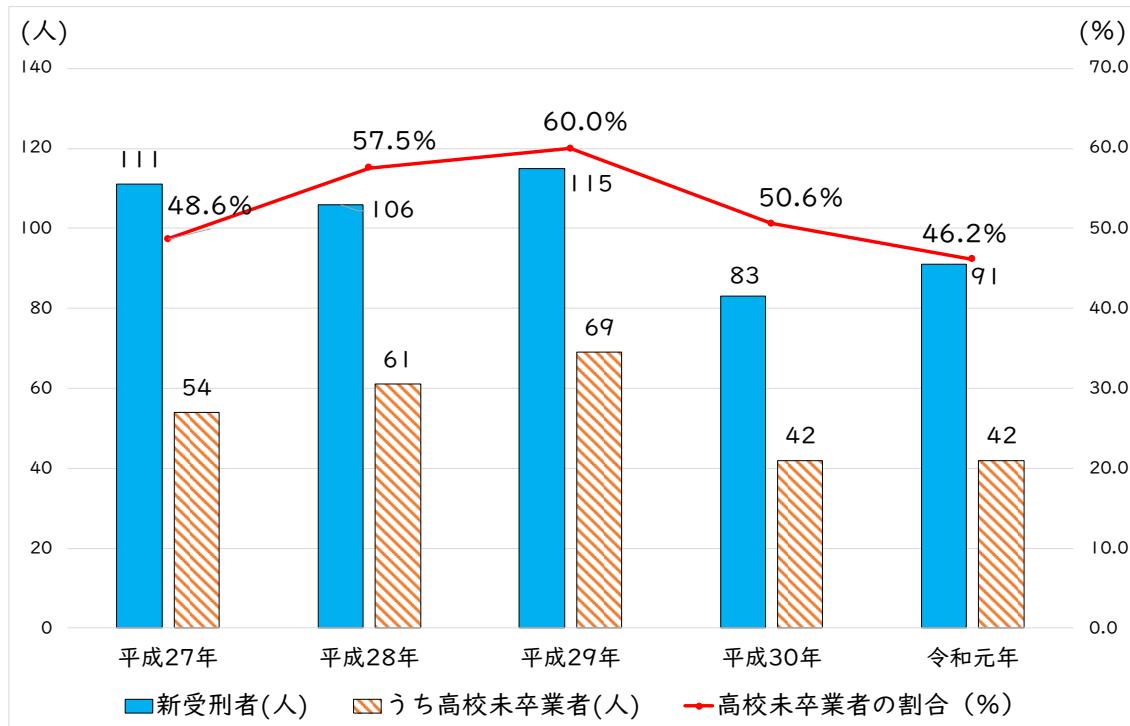
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）を含む

14 新受刑者に占める高校未卒業者の割合

犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者のうち高校卒業未満である人の割合は、近年減少傾向で、全国に比べ低い状況にあります。

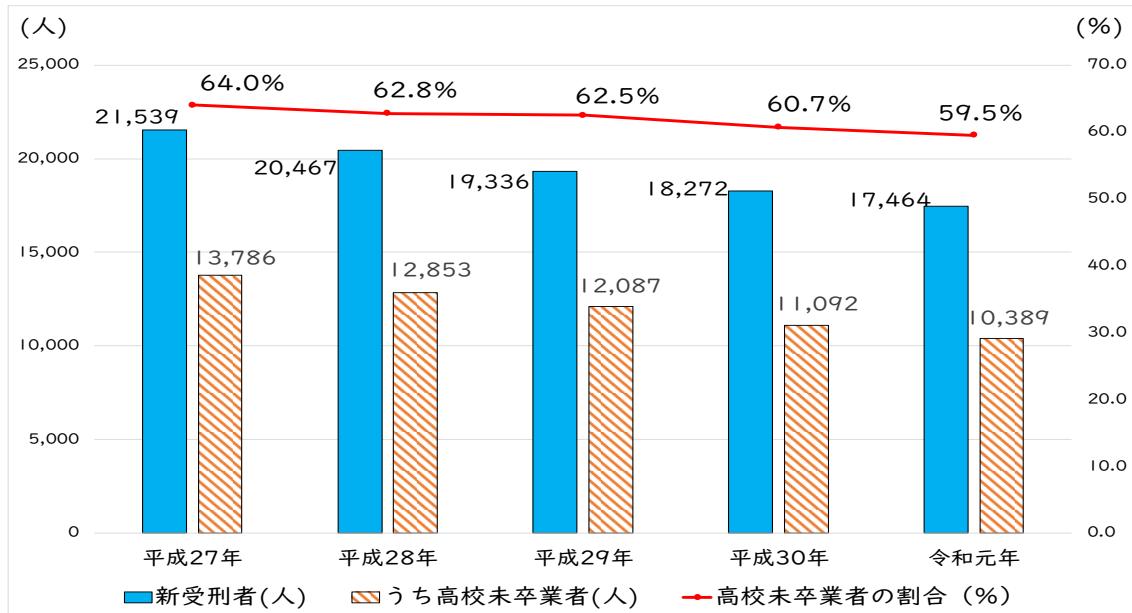
[表 29：長崎県]



注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

[表 30：全国]

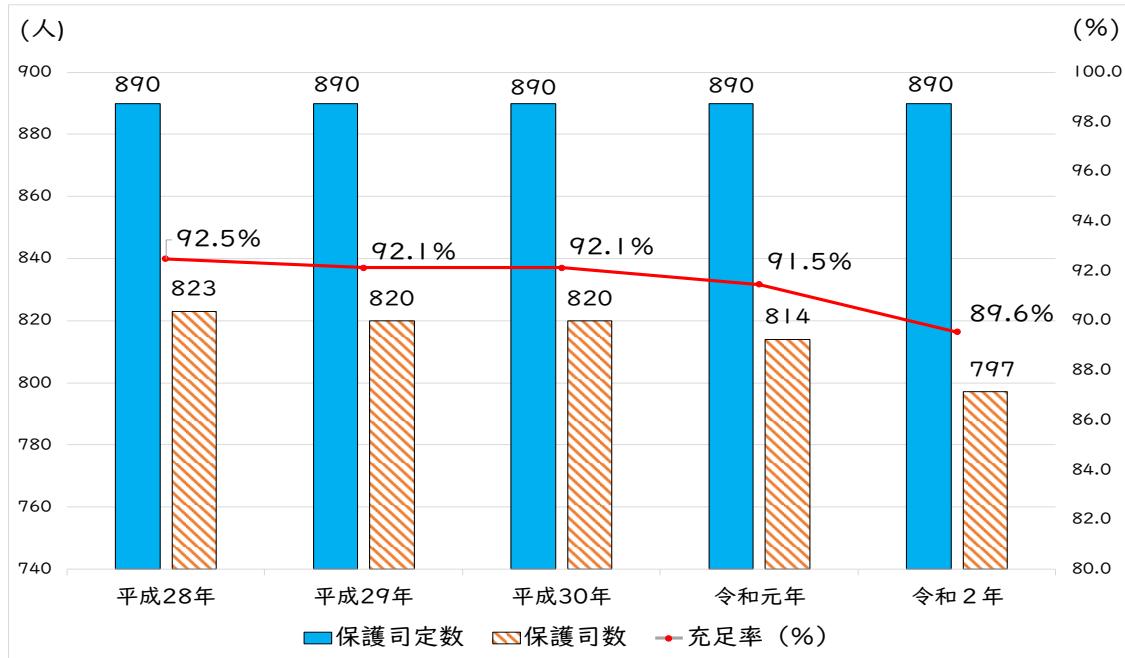


注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

15 保護司定数・保護司数及び充足率

本県の保護司定数は890名で、充足率は年々低下しており、全国的にみても同様の状況となっています。

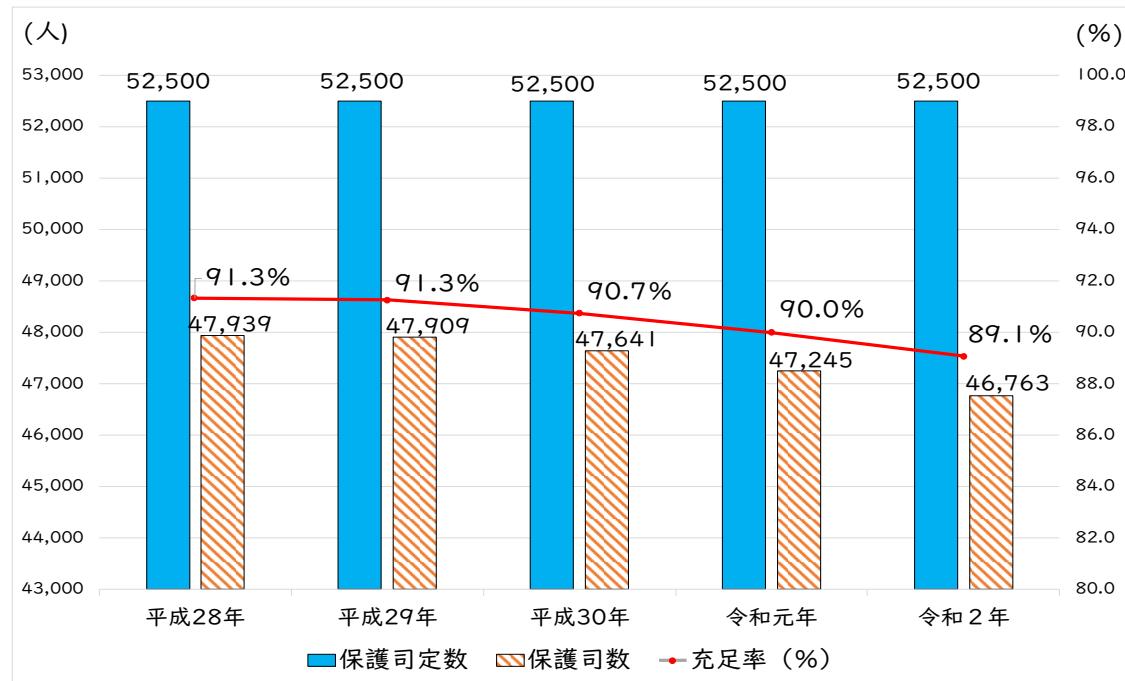
[表31：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 各年1月1日現在

[表32：全国]



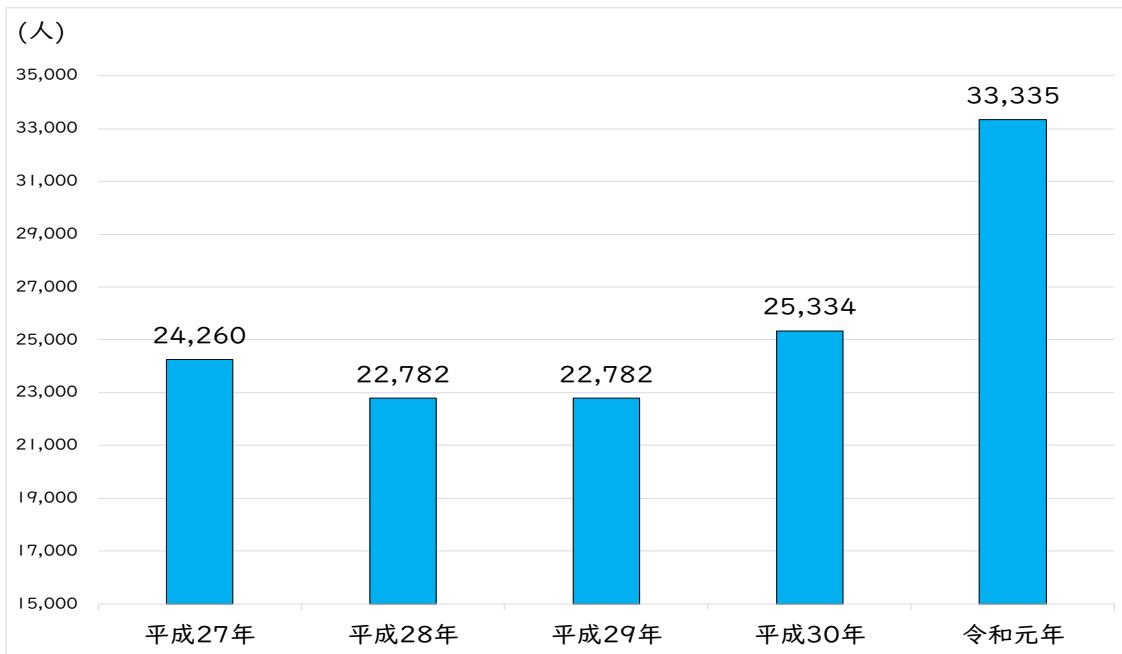
注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 各年1月1日現在

16 “社会を明るくする運動” 行事参加人数

本県において、“社会を明るくする運動”の街頭パレードや弁論大会などの各種行事に参加した人の数は、年々増加しています。

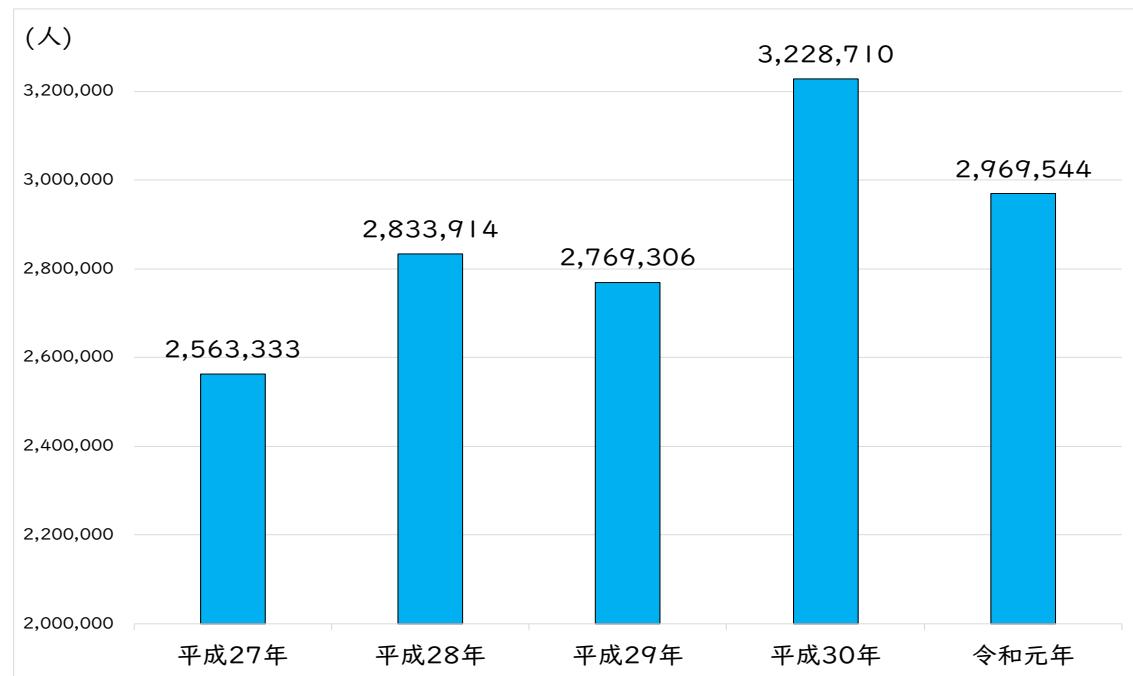
[表 33：長崎県]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) “社会を明るくする運動”都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

[表 34：全国]



注1) 法務省提供データを基に長崎県が作成

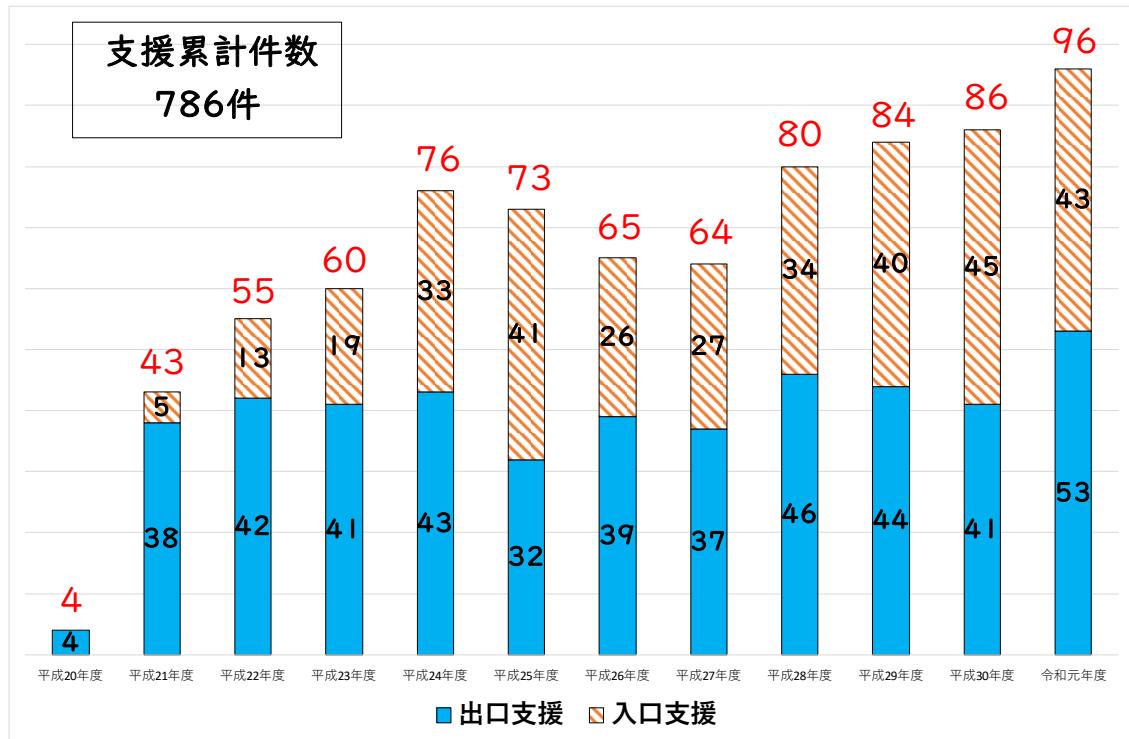
注2) “社会を明るくする運動”都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

第2 これまでの取組

犯罪をした者等の中には、福祉的支援が必要でありながら適切なサービスに繋がっていない、あるいは、就労先や住居が確保できないまま刑務所等を出所したことなどにより、社会に受け入れられにくく再び犯罪を行ってしまう人が存在します。

犯罪をした者等に対する更生保護、再犯防止に対する施策は、これまで各司法関係団体や民間協力者等による支援が行われており、県においては、長崎県地域生活定着支援センターの設置・運営や、“社会を明るくする運動”の推進など、国や関係団体と連携して取組を行ってきました。

[表 35：長崎県]



注1) 長崎県地域生活定着支援センター統計を基に長崎県が作成

注2) 長崎県が設置前の数値も含む。

III 施策の展開

第Ⅰ 関係機関・団体等との連携体制の構築

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした者等の中には安定した仕事や住居がない人、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、身寄りがない人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をする上で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、中には複雑化・複合化した課題を抱えている人もいます。このような人を支援するためには、刑事司法手続を離れた後も、息の長い途切れることのない支援が必要です。

本県においては、長崎県地域生活定着支援センターを平成21(2009)年度に開設し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等に対し社会復帰の支援をする等の取組を行っています。

しかし、一部の団体や支援者等でなく、組織的に支援を行うため、官民協働のネットワーク等による情報共有や支援体制の構築などの連携の強化が重要です。

(2) 国の取組

「長崎県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び推進協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など、各分野において関係機関等で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援が行われています。

長崎刑務所では、社会福祉法人南高愛隣会と協定を締結し、同法人が運営する更生保護施設や就労継続支援事業所において、出所直前の受刑者の職場体験や見学について円滑に実施できる体制を整えています。また、刑務作業として受刑者が制作した刑務所作業製品をふるさと納税の返礼品として活用するなど地元自治体との連携が図られています。

佐世保学園（少年院）では、在院者の効果的な矯正教育の実施及び円滑な社会復帰支援を行うため、家庭裁判所、更生保護機関、少年鑑別所等の関係機関を招へいし、処遇ケース検討会が開催されています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する関係機関・団体等との連携及び情報共有〉

犯罪をした者等に対する息の長い支援は、市町が行う各種行政サービスと密接であることから、国の関係機関と連携して市町における再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、取組に係る課題や情報を共有するため、全市町の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する

など、連携強化に取り組みます。

また、再犯防止推進の観点から関係機関相互の連携強化を図り、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行う「長崎県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置します。

【福祉保健課】

〈市町における再犯防止の推進に向けた取組への支援〉

市町においては、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画の策定や再犯防止の推進に向けた取組、県の計画を参考とした地域の実情に応じた取組が期待されます。県としては、それらの実施に向けて、広域的、専門的な観点から必要な情報提供、助言等を行うなど、市町の取組を支援します。

【福祉保健課】

〈犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施〉

長崎保護観察所などの関係機関と連携し、長崎県地域生活定着支援センターによるコーディネート業務及びフォローアップ業務を引き続き行います。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた取組〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、支援対象者に対する地域社会の理解促進や円滑な調整・支援及び地域社会への定着に資することを目的として、地域の支援協力者を交えた検討会の実施、支援協力者の確保・養成等に取り組みます。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた支援〉

地域ネットワーク強化に向けた長崎県地域生活定着支援センターの取組をより効果的に実施するため関係部局等と連携し、地域社会や福祉事業者等の理解促進を図っていきます。

【福祉保健課】

コラム 1

地域生活定着支援センターの活動

(長崎県地域生活定着支援センター)

地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）は、平成 21（2009）年 7 月に厚生労働省の事業として発足しました。現在は、全都道府県に 1 か所ずつ（北海道は 2 か所）、計 48 センターが設置され、社会福祉法人や NPO 法人等、様々な団体が都道府県の委託を受けて運営しています。定着支援センターの主な業務は、刑務所や少年院に受刑（入所）している帰住先や身寄りのない高齢者・障害者（その疑いのある者を含む）等を「福祉」へと橋渡しすることです。この橋渡しのための業務は、具体的に以下の 3 つに分かれています（下図「事業の概念図」参照）。

① コーディネート業務（帰住地調整支援）

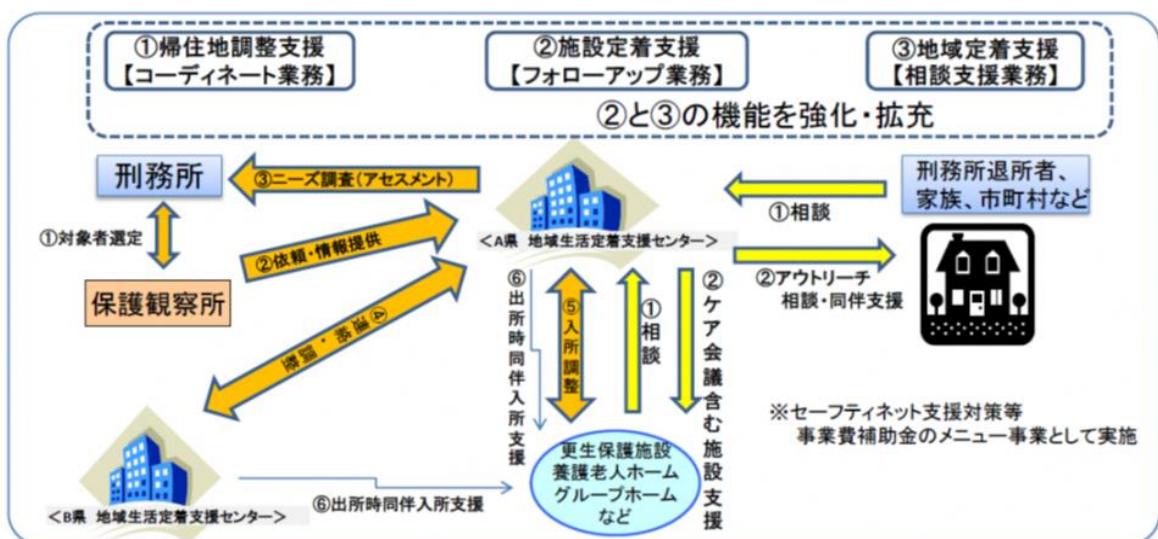
刑務所や少年院等に受刑（入所）している帰住先や身寄りのない高齢者・障害者等に対し、これらの施設を退所する際に、福祉サービスをスムーズに受けられるよう、関係機関と連携し、受刑（入所）中から介護保険や障害者手帳の申請・取得、退所後の受入先の調整・確保といった支援を行います。

② フォローアップ業務（施設定着支援）

上記のコーディネート業務により、刑務所や少年院等を退所後、地域に帰住した高齢者・障害者等に対し、安定した生活を継続していくことができるよう、様々な相談や帰住先の福祉事業所等へ支援上の助言を行います。

③ 相談支援業務（地域定着支援）

刑務所や少年院等を退所し、既に地域に帰住している高齢者・障害者等に対して、本人や家族、支援者等から相談を受け付け、必要な福祉的支援を行います。



長崎刑務所と社会福祉法人南高愛隣会の連携強化

(長崎刑務所)

令和元（2019）年6月28日、長崎刑務所は、社会福祉法人南高愛隣会（諫早市）と連携を強化する協定を結びました。当所と南高愛隣会は、平成21（2009）年頃から、主に高齢や知的障害がある出所者を、同会が運営する「長崎県地域生活定着支援センター」で支援したり、更生保護施設「雲仙・虹」（雲仙市）で受け入れたりする等、受刑者の社会復帰を目指して協力関係を築いてきました。

従来は、個別に協力の確認作業等が必要でしたが、協定締結によって出所前に同会が運営する施設での見学等が円滑にできるようになり、加えて外泊や同会



が運営する工場や農場での就労体験等これまで実施してこなかった支援にも取り組めるようになりました。今後は更なる連携強化を図り、再犯防止施策に積極的に取り組んでいきます。

協定の5本柱	主な内容
施設外処遇	「雲仙・虹」の見学
社会復帰支援指導のフォローアップ指導	同指導終了後長期の期間が経過した者等に対する指導(施設内)
外泊	「雲仙・虹」に帰住予定の者の外泊(炊事、洗濯、清掃等の生活体験)
職場体験	「雲仙・虹」に帰住予定の者の南高愛隣会経営の事業所における就労体験
実務体験	長崎刑務所職員の南高愛隣会所属施設における各種支援状況の体験

第2 就労・住居の確保

I 就労の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べ約3倍であり、不安定な就労状況が再犯のリスク要因となっています。

本県においては、令和元（2019）年の刑法犯検挙者数（少年を除く）1,565人のうち、759人、48.5%が無職者でした（表9参照）。また、犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和元（2019）年には91人おり、そのうち、無職であった者は69人、75.8%でした（表11及び図5参照）。どちらも全国の割合に比べ高く、本県において就労の確保は大きな課題となっています。

令和元（2019）年における保護観察終了人員（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者。職業不詳の者を除く。）161人のうち、保護観察終了時に無職者は67人、41.6%であり（表19参照）、横ばいの状態が続いています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主である協力雇用主は、令和2（2020）年7月末日時点で県内173社が登録されています。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の状況は、表23のとおりです。各関係機関において、様々な就労支援に取り組んでいるものの就職先が見つからない場合や就職しても定着しない等の課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、協力雇用主の開拓を始め、「刑務所出所者等就労支援事業」として、保護観察対象者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対する支援等の事業が実施されています。

長崎刑務所では、刑務作業（刑務作業として行われる各種職業訓練を含む。）及び改善指導等を通じて職業的知識及び技能を付与しています。同所で行われる職業訓練は、溶接科、ビジネススキル科（パソコンスキル）及び介護福祉科がありますが、職業訓練を受ける者を中心に、改善指導として「就労支援指導」が実施されています。指導目的は、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるなど、就労生活に必要な基礎知識及び技能を習得させることとし、就労を継続させるために必要なビジネスマナーや円滑なコミュニケーションの方法等について、外部講師と刑務所の教育担当職員により指導が行われています。このほか、就労支援スタッフや就労支援ナビゲーターを配置し、ハローワーク

を通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、令和2（2020）年4月、福岡矯正管区内に開設された矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク九州」）と連携して、受刑者が刑務所収容中から求職活動を行い、内定を得ることができますよう支援が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、矯正教育として、就労に必要な技能、知識習得のための「職業指導」を行い、資格取得等にも取り組んでいるほか、産業カウンセラーの資格を有した就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州と連携して、在院中から求職活動を行い、出院時に進路が確定できるよう支援が実施されています。また、在院者の就労及び住居の確保等、円滑な社会復帰支援に向けた理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参加するプログラムが実施されています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関及び協力雇用主と連携し、就職希望者の職業適性検査が実施されています。また、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び協力雇用主等に対する心理的支援を行う相談窓口が設置されています。

（3）県の取組の方向

〈長崎県人材活躍支援センターの運営〉

若者、中高年、女性、高齢者等、幅広い世代の就業支援として、個別カウンセリングや適職診断、各種セミナー（就職基礎セミナー等）、巡回相談などを行い、関係機関と連携し、求職者の就業支援を行います。

【雇用労働政策課】

〈離職者訓練（委託訓練）の実施〉

多様な職業訓練の受講機会を確保し、求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現し、雇用失業情勢や労働力需給の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することにより、すべての労働者等（離職者）に対応します。

【雇用労働政策課】

〈学卒者訓練の実施〉

主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年人材を育成します。

【雇用労働政策課】

〈在職者訓練の実施〉

産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、在職者向けの資格取得、技能継承やスキルアップのためのセミナーを実施します。

【雇用労働政策課】

〈保護観察対象者の就労支援〉

非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年など保護観察対象者に対し、長崎県保護司会連合会及び長崎保護観察所と連携し、長崎県庁内において会計年度任用職員として雇用することにより、再犯や再非行の防止ならびに社会復帰の促進を図ります。 【人事課】

〈農福連携による就労支援〉

障害者就労支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行い、障害のある人の農業分野での就労を支援します。

【農業経営課・障害福祉課】

〈障害者就業・生活支援センターによる取組〉

県が指定し、障害のある方に就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターにおいて、国（労働局）が行う就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

【障害福祉課・雇用労働政策課】

〈協力雇用主の活動に対する支援〉

県建設工事入札参加者格付審査において、協力雇用主として登録している場合に加点を行うことにより、協力雇用主の取組を支援します。

【監理課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【少年課】

〈生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施〉

生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業として、就労に必要な職場体験等を日常生活自立、社会生活自立の状態に応じて実施します。

【福祉保健課】

立ち直ろうとする人にチャンスを！

〈協力雇用主：働く場所こそ、立ち直る場所〉

(長崎保護観察所)

無職者の再犯率は有職者の3倍であり、再犯をして刑務所に戻った人の約4人に3人は、再犯をした時には無職だったというデータにあらわれるとおり、犯罪をした者等の再犯を防いで、立ち直ってもらうためには、仕事についているかどうかが非常に重要です。

仕事をするということは、「収入が確保される」「居場所がある」という点だけではなく、「健全な生活が続けられる」という点、「健全な生活を送っている人たちと一緒に過ごす“再犯から遠ざかる時間”が確保される」というメリットがあります。

犯罪をした人たちの傾向や個々の事情をよく理解した上で、快く雇用し、職場での不適応があつても根気強く励ましたり見守ったりしてくれているのが、「協力雇用主」です。

長崎県全体では、令和2（2020）年7月末日時点で173社が協力雇用主に登録し、令和2（2020）年10月1日現在で犯罪をした者等の30名が17社で雇用され、立ち直りを支えていただいている。

インタビュー 小野建設(株) 小野由利子さん

8年前から協力雇用主に登録。地元諫早市の協力雇用主会の再組織化にも尽力された
小野由利子さんに、協力雇用主のやり甲斐や体験談についてインタビュー

犯罪や非行をした本人が、自分で職を探すのは意外と難しいんです。特に最近は、不景気に新型コロナウィルス感染拡大も相まって、各企業では知人でも採用を断っている時代なので、こういう時代だからこそ、協力雇用主は重要なのだと思っています。また、雇った後になって本人が慣れてくると、遅刻したり、急げてサボったり、寝坊したりするようになりがちですが、とりわけうちの会社は、朝遅刻しないように電話したり、迎えに行ったりするなどして、たとえ遅刻しても本人が仕事に穴を開けないで仕事が続けられるように、社員全体で配慮しています。

その結果として、建設機械を操作できるようになって生き生きと働く姿を支えたり、給料をもらった後に「この金で親孝行する」と明るい表情で話す姿を見ることができたり、本人の服装や生き様が日に日に良くなっていく姿を近くで見守ったりできることに、やり甲斐を感じています。だからでしょうか、どの人も少なくとも半年以上は続いているし、中には「優しいおじさんが多くて働きやすい」と言いながら、パチンコを再開したことが原因で再犯した人も居たのですが、「また雇ってほしい」と言って、うちの会社を逆指名してくれるのかも知れませんね。そのように言ってもらえるからは、保護観察期間中であるかないかにかかわらず、これからも必ず雇っていきたいですね。



2 住居の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人々は帰住先が確保された人と比べて、再犯に至るまでの期間が短いとされています。

令和元（2019）年における県内の刑務所出所者 289 人のうち、刑務所出所時に帰住先がない人は 56 人、19.4%（表 25 参照）となっていますが、出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放された人の多くは、極めて不安定な生活環境に置かれていることから、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要です。

また、更生保護施設に入所した刑務所出所者等は身寄りがないため、退所後に住居を借りようとしても身元保証人がおらず、家賃滞納歴などにより家賃保証会社等も活用できることで賃貸借契約ができないなど、更生保護施設退所後の住居の確保も重要な問題となっています。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、特別調整、更生緊急保護、保護観察の対象者について、令和2（2020）年10月1日現在、更生保護施設（3施設）や自立準備ホーム（10施設）での一時的な居住の確保が行われています。

また、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者など）の居住の安定確保を図るために、平成29（2017）年10月に「住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、都道府県等に登録された住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証、住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援等の居住支援活動を行うNPO法人等を居住支援法人として指定する仕組みなど、新たなセーフティネット住宅制度が創設されています。

長崎刑務所では、保護観察所と連携して特別調整を実施しているほか、特別調整に同意しない受刑者や帰住先未定のまま満期釈放となる受刑者について早期にスクリーニング作業を実施し、一般調整又は独自調整の実施について検討した上、更生緊急保護や乗車保護等の一時的な住居の確保等、出所後の円滑な社会復帰につなげる取組が実施されています。

(3) 県の取組の方向

〈地域社会における定住先の確保〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、高齢者や障害のある人等、刑務所等出所後に福祉的支援が必要な人に対して、社会福祉施設への入所、居宅となるアパート等への入居の調整など帰住先の確保に向けた支援を行います。
【福祉保健課】

〈県居住支援協議会との連携〉

刑務所等を出所した高齢者や障害のある人等は、住居の確保が困難な人が少なくないため、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、長崎県居住支援協議会と連携し、住居の確保に向けた支援を行います。

【福祉保健課】

〈住宅セーフティネット法の推進〉

長崎県居住支援協議会が低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない、セーフティネット住宅の登録推進を行っています。しかし、セーフティネット住宅制度の認知度が低く、セーフティネット住宅の登録件数が伸び悩んでいることから、不動産業者、大家等に対するセーフティネット住宅の登録制度の周知を行います。

【住宅課】

〈公営住宅における取組〉

「長崎県住生活基本計画（H28～R7）」の計画見直し時期（令和3（2021）年度）に併せ、住宅確保要配慮者として「更生保護対象者等」を明確に位置付けるとともに、県福祉部局をはじめ、長崎保護観察所及び更生保護サポートセンター等関係機関との連携を図り、具体的な公営住宅入居への枠組み作りを進めて行きます。

【住宅課】

コラム 4

立ち直りを支える民間団体

〈更生保護施設、自立準備ホーム、[就労支援事業者機関](#)〉

(長崎保護観察所)

帰る場所があることの大切さ。出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（昭和52年邦画。監督：山田洋次、主演：高倉健）を御覧になった方は、よく分かると思います。あの映画のように帰る場所がなかったら、出所者はどうなるのでしょうか。刑務所を出るときに適切な帰る場所がなかった人の約55%は、1年未満で再犯をして刑務所に戻っていたというデータがあります。

犯罪をした人たちのうち、身寄りがなかったり、社会生活上の課題を抱えたりするなどの理由で適切な「帰る場所」がない人たちのために、適切な「居場所」を確保し、地域社会に戻って自立更生するために必要な生活指導を行う民間施設。それが法務大臣の認可を受けた「更生保護施設」と保護観察所に登録されている「自立準備ホーム」です。

更生保護施設は、長崎県内に3か所（長崎市：長崎啓成会、佐世保市：佐世保白雲、雲仙市：雲仙・虹）あり、ここに入所する人の多くが、アルコール、ギャンブル、薬物、人間関係、高齢、障害などの「生きづらさ」を抱えながら一定期間集団生活を送り、保護観察所からの委託により「社会復帰のための就職援助」や「退所先で円滑に生活していくための生活相談」等を受けています。また、更生保護施設の定員には限りがあり、特に女性の定員が少ないとから、一定要件を満たして保護観察所にあらかじめ登録された民間法人・団体等に委託して、再犯を防いで立ち直りを支えていただいている。これが「自立準備ホーム」で、長崎県内各地に令和2年4月1日現在、9施設登録されています。

このほか、NPO法人長崎県就労支援事業者機関は、住む場所だけでなく、働く場所（協力雇用主）を支えてくれています。この機関は、経済団体等を含めて275社が会員であり、国だけでは十分でないところを手当てし、協力雇用主やそこで働く犯罪をした人たち、自立準備ホーム等を支援していただいています。

【 インタビュー　更生保護施設 佐世保白雲 本（もと）英太郎施設長】

〔 更生保護施設での仕事のやり甲斐や成功談についてインタビュー 〕

罪を犯した人や出所者のほとんどが、事件を繰り返して生き疲れ果てている者、生育環境に問題を抱えて家族関係が悪化している者、生活上に何らかの問題や悩みを抱えている者なので、「彼らのために何ができるのか」を考えています。罪を犯したこと責めるだけでなく、「嘘偽りのない真心」「良き理解者であること」を本人たちに伝え、接し、立ち直る過程を理解しながら、再犯防止の具体策を見出していくことが大切です。もちろん、苦難や困難はありますし、いかにして信頼関係を築けるかが最大の課題ですが、入所者や退所した人たちから教わること、学ぶことはいくらでもあります。

施設としてできること。それは、人として普通の生活ができる環境を整備し、「自分は変われる」という勇気・やる気を導き出し、希望への道を開かせることが第一だと思います。そのうち、日々の挨拶や会話を通して信頼関係が生まれるので、それを分かち合いながら共に生きる喜びが芽生え、いつまでも共に生きたいと思える・思われるようになる。その関係性を作ることで、立ち直りを支える側の方を向いてくれる瞬間に生き甲斐を感じています。

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

I 高齢者・障害のある人への支援

(1) 現状と課題

令和元（2019）年に県内で刑法犯として検挙された者 1,565 人中、65 歳以上の高齢者は 507 人と、全体の 32.4%を占めています（表9 参照）。また、令和元（2019）年の新受刑者 91 人に占める 65 歳以上の高齢者は 15 人、16.5%であり、全国の 12.9%に比べて高い割合となっています（表13、表14 参照）。

また、国の再犯防止推進計画によると、知的障害のある受刑者については全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、円滑な社会復帰に向けて、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が必要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、刑務所出所者等のうち、高齢者や障害のある人については、矯正施設や県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、更生保護施設や自立準備ホームに入所を調整するなどして、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などが行われています。このほか、心神喪失者等医療観察制度の対象者のうち、社会復帰に向けた支援を要する者については、地方公共団体や精神保健福祉関係機関・団体と連携して生活環境調整が行われているほか、社会復帰施設や高齢者施設への入所を調整するなどして既存の地域の保健医療・福祉サービス等につなげるとともに、同制度終了後もこれらのサービスが息の長い、途切れることない形で継続されるよう働きかけています。

長崎地方検察庁では、長崎保護観察所などの関係機関と連携し、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障害等により、支援を行うことが適当と認められる者について、更生保護施設等へ入所させる更生緊急保護等の入口支援が行われています。

長崎刑務所では、社会福祉士資格を有する福祉専門官を配置して、特別調整等の業務のほか、全国に先駆け平成 23（2011）年から、高齢や障害のある受刑者に対して「社会復帰支援指導」が実施されています。自治体職員や民間の専門家などが外部講師として参画し、受刑者に対し日常生活を送る上で必要な基本的な内容に関する指導や、福祉に関する制度やサービスの説明等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、高齢あるいは障害のある被疑

者に対する知能検査及び認知症検査が実施されています。また、罪に問われた高齢者又は障害のある人等への支援として、社会福祉法人南高愛隣会からの依頼を受け、同法人が運営する自立訓練・就労継続支援B型事業所（あいりん）に職員を派遣して心理アセスメントを実施し、個々の利用者の特性に応じた効果的な支援の方法を提案されています。同法人が実施している犯罪防止学習にも職員を派遣し、専門的な見地から再犯防止のための働き掛けが行われています。

（3）県の取組の方向

〈高齢者・障害のある人への保健医療・福祉サービスの提供〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所後等に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力して、要介護認定や障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。 【福祉保健課】

〈必要な保健医療・福祉サービスを利用する手続きの円滑な実施〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整対象者等へのフォローアップ、関係者からの相談に対する助言や必要な支援を行います。 【福祉保健課】

〈地域包括ケアシステムの構築・充実〉

将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。 【長寿社会課】

〈日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備〉

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。この日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力に欠ける状態となった方は、成年後見制度への移行が必要になりますが、本県は、他県に比べ日常生活自立支援事業の利用者が多い一方で、成年後見制度の利用率が低いなど、支援が必要な人が成年後見制度を利用できていない可能性が考えられます。成年後見制度の審理機関である家庭裁判所とも連携を深めながら、成年後見制度の相談窓口等となる各市町の体制整備支援をしていきます。 【長寿社会課】

〈多重的見守りネットワークの構築推進〉

高齢者等の多重的見守り体制の構築に向けて、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」や市町担当者等を対象としたセミナーを開催するとともに、ICT・IoT機器を活用した見守りシステムの普及を進めます。 【長寿社会課】

〈認知症サポートセンターの運営〉

地域における認知症支援体制の構築をサポートするための拠点を整備するとともに、市町職員等に対する研修や、認知症サポーターの養成を推進するためのキャラバンメイトの育成を実施します。また、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援及び集いの場の開催を実施します。 【長寿社会課】

〈認知症疾患医療センターの運営〉

県内8つの二次医療圏域に合計9箇所（基幹型1箇所、地域型4箇所、連携型4箇所）の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談など認知症医療体制の推進を図ります。 【長寿社会課】

〈障害のある人の相談支援体制の連携・協力〉

障害のある人が、障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成する必要があります。障害のある人の意向を尊重した質の高い計画を作成するため、必要に応じて、長崎県地域生活定着支援センターと連携・協力していきます。【障害福祉課】

〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〉

精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、保健・医療・福祉関係者等との連携により、地域生活を継続するための必要な支援を行います。 【障害福祉課】

2 薬物依存を有する人への支援

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超え、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反によるものと、高い水準で推移している状況です。また、覚醒剤取締法違反者の2年以内再入所率は16.0%弱（平成30（2018）年出所者）となっており、その依存性の強さから、他の罪名と比べて高くなっています。

本県においては、令和元（2019）年の薬物事犯による検挙者数は

44人、そのうち、再犯者数は35人、再犯者率は79.5%と非常に高い割合となっています（表9参照）。

薬物依存を有する人の回復には、本人やその親族等が地域において相談支援を受けられることに加え、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成が重要です。

また、地域の関係機関、民間支援団体等が効果的な支援等を充実させ、薬物依存からの回復のための長期的な支援につなげることも重要なっています。

（2）国の取組

長崎保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、必要に応じて「薬物再乱用防止プログラム」が実施され、また地域の医療機関における医療や自助グループ等への参加の働きかけを行っているほか、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、薬物依存を有する人に対して、薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援が実施されています。

長崎刑務所では、麻薬・覚醒剤その他の薬物に依存がある者を対象として、薬物依存離脱指導が実施されています。指導科目は、以下の表のとおり必修プログラム、専門プログラム、選択プログラムで構成されています。専門プログラム及び選択プログラムにおいては、NPO法人ちゅーりっぷ会長崎ダルクの協力により、出所後において、薬物を使用しないための有用な情報に触れさせる機会となっています。

◎薬物依存離脱指導における指導科目

必修プログラム	対象者の全員に対して実施する科目
専門プログラム	対象者のうち、薬物への依存や薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、より専門的・体系的な指導を受講させる必要が高いと認められる者に対し実施する科目
選択プログラム	対象者のうち、個々の問題性に応じて必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

佐世保学園（少年院）では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する依存症がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」が実施されています。さらに、必要に応じて医師による診断を実施するとともに、出院後、継続して医療的なケアが必要な在院者については、紹介状の作成等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年の健全な育成のための支援の一環として、学習図書の貸出や視聴覚教材の視聴等を通して、薬物乱用の危険性、違法性についての啓発が行われています。また、県内の学校等からの依頼を受けて職員を派遣し、児童・生徒に対し薬物乱用防止のための授業が行われています。

(3) 県の取組の方向

〈青少年向け予防教育〉

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターでは、中学校・高等学校、大学における依存症に関する講話を実施します。 【障害福祉課】

〈広報啓発の推進〉

講演会の実施など、依存症に関する県民の理解促進に向けた啓発活動を実施します。 【障害福祉課】

〈薬物乱用防止に関する啓発活動〉

地域の様々な分野で活動している方を薬物乱用防止指導員として委嘱し、研修会などを通して、薬物乱用防止に関する人材育成を行います。

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止指導員、各地区薬物乱用防止指導員協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、不正大麻けし撲滅運動などの啓発活動を実施します。 【薬務行政室】

〈薬物及び薬物依存に関する相談支援の取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行うとともに、保健所においては、精神保健福祉相談として薬物依存の相談にも対応します。 【薬務行政室・障害福祉課】

〈薬物依存に対する相談対応・回復支援の実施〉

長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター）において、薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行うほか、平成30（2018）年4月からは依存症に係る相談拠点機関として、依存症専門相談員を配置し、相談支援体制の充実を図っています。

また、同センターでは、家族に対し、家族支援プログラム「CRAFT」を用いた支援を行い、当事者に対しては、集団支援プログラムDEJIMAARPP（デジマープ）を実施するなど回復支援を行います。このほか、支援者を対象とした研修会を実施し、相談支援を行う人材の育成を行います。 【薬務行政室・障害福祉課】

〈支援体制の構築〉

本人及び家族が孤立しないよう関係機関と連携を図り、依存に関する問題を有する者への支援体制を構築していくため、関係機関と連携し取組を検討していきます。

【障害福祉課】

〈薬物依存症専門医療機関等の選定〉

薬物依存症者が適切な医療を受けることができるよう薬物依存症の治療を行う「専門医療機関」の選定を行います。

【障害福祉課】

〈民間団体との連携〉

効果的な支援や啓発活動を行うため、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症者等の支援を実施する自助グループや回復支援施設等の民間団体との連携を図ります。

【障害福祉課】

コラム 5

長崎地方検察庁「刑事政策推進班」

(長崎地方検察庁)

検察庁では、警察から送致を受けるなどした事件の真相解明と相応な刑事処分を目指して捜査や公判活動を行っていますが、その中には捜査の結果、不起訴（起訴猶予等）で釈放されたり、裁判で執行猶予の判決又は罰金の判決により刑務所に入ることなく釈放された被疑者・被告人がいます。こうした人たちが円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた適切な支援を受けることができるよう、長崎地方検察庁では、平成29（2017）年3月に「刑事政策推進班」を設置しました。

この班は、事件を担当する検察官から相談等があった場合に、被疑者・被告人が抱える問題を把握し、その問題に応じた支援策を検討しています。支援の対象となる人は、高齢（おおむね65歳以上）者、障害のある人、住所不定（ホームレス）の人、貧困であるなどの福祉的支援が必要な人です。

そのため、長崎保護観察所と連携して起訴猶予者等の「更生緊急保護」実施等のため適宜打ち合わせを行い、支援対象者を自立支援や福祉的支援につなげています。

また、長崎県地域生活定着支援センターに対して、被疑者・被告人の弁護士の依頼だけではなく、検察庁からも長崎保護観察所が対処できない事案を相談しており、市町村との折衝、例えば生活保護の申請、療育手帳の交付申請、各種福祉的支援の要請等も同センターが行っています。

刑事処分を終えた後は、対象者が再び罪を犯すことなく生活していくよう、社会復帰のために支援をする地域社会の一員として、社会全体で手を差し伸べること、様々な機関等が協力することが必要だと考えています。

第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

I 学校等と連携した修学支援の実施

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の高等学校進学率は 98.5%で、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にある中、少年院入院者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が、高等学校に進学していない状況があります。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制が十分でないことなどが課題となっています。また、少年を取り巻く環境が複雑化し、少年の特性も多様化する中、関係機関等との更なる連携と担当職員の専門性の向上が求められています。

(2) 国の取組

平成 19（2007）年度から全国の矯正施設内で高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学検定試験）を実施し、受験機会の拡大が図られています。

佐世保学園（少年院）では、復学・進学に係る調整や義務教育未修了者に対する学校教育に準ずる内容の指導が実施されています。また、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会員による非行少年に対する学習支援が実施されており、佐世保学園（少年院）及び長崎刑務所では、高等学校卒業程度認定試験受験に向けた取組が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、外部講師による教科指導、学習用図書や教材の貸与等が行われています。高等学校卒業程度認定試験の教材も取り揃えており、学習の機会が積極的に提供されています。

(3) 県の取組の方向性

〈円滑な学びの継続に向けた支援〉

矯正施設と連携した学びの継続、進学・復学の支援を行います。

【高校教育課】

〈進学や社会的自立に向けた支援〉

高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援を実施します。

【高校教育課】

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【少年課】

〈生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の実施〉

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

【福祉保健課】

コラム 6

佐世保学園における修学支援

(佐世保学園)

佐世保学園に入院するのは、14歳から20歳未満の未成年の者です。義務教育課程の在院者（以下、「中学生」という）や高校未進学者・高校中退者が多く、出院後には、修学・就労又は就職活動を行わなければならないため、当園では、積極的な修学支援を行っています。修学支援には、中学生が円滑に中学校に復学するための支援、高校受験・高校卒業程度認定試験合格に向けた学習指導等があります。

中学生は、専門の外部講師からの授業を受けます。授業後には宿題が課され、当園職員の指導を受けながら、毎回、宿題を完成させています。「勉強が楽しい。」と述べ、余暇時間にも学習に励む中学生も少なくありません。当園在院中に高校を受験し、合格する者もいます。

高校卒業程度認定試験合格に向けた学習指導では、当園職員が個別指導及び集団授業を行います。「これまでほとんど勉強をしたことがなかったので、学習の方法が分からない。」などと述べる在院者もいますが、当園職員が、教科書・参考書の読み方や問題集の活用方法等を教えることで、効率的な勉強方法を習得しています。また、自主的に学習する姿勢を培うため、当園職員と相談しながら学習計画を立てて、学習が計画的に進んでいるかの点検も行います。

園内では、高校卒業程度認定試験をはじめ、日本漢字能力検定試験や危険物取扱者試験（乙4種・丙種）の合格を目指して切磋琢磨しながら学習に励む姿が日々の光景となっています。



〈個別指導の様子（写真は職員）〉

2 学校等と連携した非行防止等のための取組

(1) 現状と課題

本県における令和元（2019）年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は194人であり、統計が残る昭和26（1951）年以降、過去最少となりました。罪種別では窃盗犯が124人と最も多く、全体の63.9%を占めており、次いで粗暴犯が41人、全体の21.1%を占めています。学職別では、有職少年が51人で最も多く、次いで小学生が50人、高校生が49人の順となっています。

県内の刑法犯少年は着実に減少していますが、平成30（2018）年における少年の刑法犯検挙者（触法少年を除く）127人のうち、再非行少年は52人、40.9%（表7参照）となっており、全国の35.5%（表8参照）に比べやや高い状況であり、引き続き、再非行防止対策を推進していくことが重要です。

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっていきます。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察が行われています。また、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共犯者等が通学している可能性等を留意し、佐世保学園を始めとする少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整が行われています。

佐世保学園（少年院）では、学校関係者等の団体による施設参観を積極的に受け入れて、少年院の業務のみならず、少年保護手続きの仕組、特定の非行（薬物、窃盗、性問題など）の防止、児童・生徒の行動理解及び指導方法などの説明が行われています。また、小中学校に赴き、小中学生に対して法教育が実施されています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の学校、警察の少年サポートセンター、児童相談所、保護者等からの依頼により、児童・生徒の非行、不良交友関係、家庭や学校での問題行動、知的能力の制約や発達障害傾向等に起因する学校不適応などに関して相談に応じており、問題行動を分析した上で指導方法の提案やカウンセリングが実施されています。また、学校職員や保護者を対象とした非行や子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と指導方法などに関する講演・研修、児童・生徒を対象とした法や司法制度等への理解を促す法教育授業の実施等の活動も行われています。

(3) 県の取組の方向

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉(再掲)

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈薬物乱用防止に向けた取組〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、学校等と連携し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施します。

【薬務行政室】

〈非行少年に対する取組〉

警察から通告があった非行少年に対して、市町や学校、長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）等と連携し、非行に至った背景や家族環境等を調査したうえで、児童相談所への通所による再非行防止プログラムの実施、児童自立支援施設への入所措置による指導や自立支援等を行います。また、法務省関係機関（長崎少年鑑別所や長崎保護観察所等）や県警少年サポートセンターと連携し、再非行防止を図ります。

【こども家庭課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉(再掲)

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【少年課】

〈少年の規範意識向上のための活動〉

教育委員会や学校等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒に対する「非行防止教室」や、「薬物乱用防止教室」を開催します。

【少年課】

〈学校と警察との情報共有〉

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」や「スクールサポート制度」を通じて、学校と警察が緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、迅速に効果的な対応をすることにより児童生徒の非行防止等を図ります。

【少年課】

〈子どものメディア環境の改善〉

長崎県メディア安全指導員を学校等に派遣し、メディアが子どもの心身の成長・発達や学力に及ぼす影響等を児童・生徒及び保護者等へ講演することにより、子どもの生活の乱れ、ゲーム・スマートフォン依存、ネット被害等を防止します。

【子ども未来課】

コラム 7

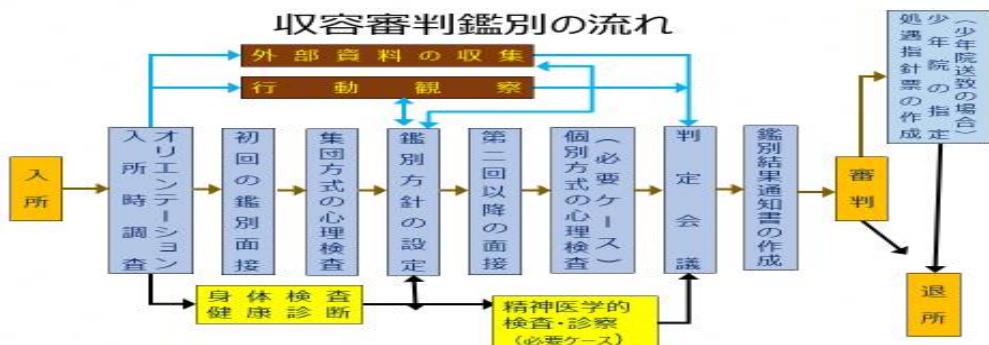
少年鑑別所とは

(長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて収容されている少年に対して、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設で、各都道府県庁所在地など、全国で 52 か所に設置されています。

少年鑑別所には、法務技官と法務教官という職員が勤務しており、いずれも非行・犯罪臨床の専門家です。法務技官は心理学を専門としており、少年に対して面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。法務教官は、少年の心情の安定を図りつつ面接や行動観察を実施し、法務技官と協力して少年の問題性や改善の可能性を科学的に探ります。

家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した少年に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは下図のとおりです。鑑別とは、一人一人の少年について、「どうして非行を犯すようになったのか」、「今後どうすれば 立ち直ることができるのか」を専門的知識や技術に基づき、科学的に解明することです。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院・保護観察所での指導・援助に活用されます。



少年の収容期間はおおむね4週間です。ただし、特に必要のある場合は、最長8週間まで延長されることがあります。落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、少年たちは、少年鑑別所で規則正しい生活を送ります。

コラム 8

少年サポートセンターの取組

(長崎県警察本部)

少年サポートセンターは、不良行為少年等の早期発見と補導、問題を有する少年及び被害少年等に対する継続指導及び支援等を目的に、平成11（1999）年3月、警察本部少年課の内部組織として設置されました。

同センターは、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察の専門職員である少年補導員で構成され、警察本部のほか、県南少年サポートセンター（長崎市上町）及び県北少年サポートセンター（佐世保市天満町）を拠点に活動しています。

主な活動として、少年の非行防止のための広報啓発活動のほか、不良行為や犯罪被害等、様々な問題を抱えた少年に対する支援活動に、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携しながら取り組んでおり、その中で、非行のあった少年に対しても、個々の少年の必要に応じて修学・就労支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じてその立ち直りを支援し、再非行の防止に努めています。

コラム 9

少年の健全な育成のための支援

(長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、少年院とは異なり少年を教育する施設ではありませんが、心身の成長発達の途上にある少年に対し心情の安定を図るとともに、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事への参加等の機会を設けています。長崎少年鑑別所では、外部講師の方々のご協力をいただきながら、以下のような支援を実施しています。

- ①学習の機会の提供（学習指導、学習用教材・学習用図書の貸与等）
- ②文化活動の機会の提供（平和学習指導、メディア安全指導等）
- ③情操のかん養に資する活動の機会の提供（レクリエーション指導（折り紙・昔遊び等）、育児に関する視聴覚教材の視聴等）
- ④進路選択に資する活動の機会の提供（就労・ビジネスマナー指導、進路選択に関する視聴覚教材の視聴、修学・職業選択関連の図書の貸出等）



メディア安全指導では、インターネットやSNSの危険性などについて理解し、安全にスマートフォンなどのメディアを使用できるように基本的な知識や常識について学びます。

就労・ビジネスマナー指導では、仕事をする上で必要な基本的な心構えや礼儀作法、マナーについて、外部講師に実技を交えながら、ご指導いただいている。義務教育を履修中の少年に対しては、その希望に応じて、教科の学習に関する助言や指導を行う体制を整えています。このように長崎少年鑑別所では、個々の少年たちのニーズに即した様々な支援内容を用意し、きめ細やかな処遇を行っています。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

I 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪等の内容はもとより、対象者一人一人の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働きかけることが重要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム、殺人・強盗・DV（Domestic Violence）等の暴力犯罪者や児童虐待事犯に対する暴力防止プログラム、再犯者率が高い薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む）、飲酒運転防止プログラム等が行われています。このほか、少年・若年者に対しては、社会貢献活動に積極的に参加してもらい、有用体験を積ませるなどの対象者の特性に応じた処遇の充実が図られています。また、対象者の「問題性」だけでなく「強み」（家庭において非行化していない兄と仲が良い、事件への反省が深い、これまでの成功体験等）にも着目した処遇や支援がなされるよう、令和3（2021）年1月からケース・フォーミュレーション（CFP）を段階的に導入するなど、それぞれの特性に応じた処遇の充実が図られています。

長崎刑務所では、国の再犯防止推進計画を積極的に推進するため、平成31（2019）年4月1日、社会復帰支援部門が設置され、高齢者、障害者、認知症等の福祉的支援を必要とする受刑者を対象とし、対象者それぞれを効率的、効果的に支援する取組が行われています。また、暴力団に所属する受刑者に対し、暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせることを目的として「暴力団離脱指導」が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、在院者の資質や特性等に応じた個人別矯正教育計画を策定し、その教育計画に基づき、在院者に生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導が実施されています。また、対象者の問題性に応じた教育を展開しており、「被害者の視点を取り入れた教育」、「薬物非行防止指導」、「性非行防止指導」、「暴力防止指導」、「家族関係指導」、「交友関係指導」の特定生活指導、さらに、窃盗、交通及び特殊詐欺に関する各種指導が行われているほか、問題行動の類型にかかわらず、衝動性の低減や統制力の向上等を目指しているマインドフルネス（P52 参照）が毎日行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関

や個人から依頼があった犯罪や非行を起こした対象者に対して、その同意の下、心理検査等を実施し、犯罪や非行、その他の問題行動や社会不適応につながる特性を明らかにし、その改善に焦点を当てた効果的な支援が行われています。また、犯罪・非行の態様別に、「窃盗」、「暴力」、「薬物」、「性的問題行動」、「交友関係」等をテーマとする認知行動療法に基づいた再犯防止のためのワークブックを実施する取組も行われています。

(3) 県の取組の方向

〈県内矯正施設等との連携〉

対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するため、長崎県地域生活定着支援センターと長崎保護観察所が矯正施設等と連携して、月1回程度のケース会議を実施します。 【福祉保健課】

〈薬物依存に対する取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行います。 【薬務行政室】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉(再掲)

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【少年課】

〈子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止〉

「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に基づき、子供対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容されている者の出所情報を法務省から提供された警察庁の通知を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を繰り返すことを防止するため、出所者であることが周囲の者に知られないよう十分配慮しながら所在確認を実施するとともに、対象者の同意を得た上で面談し、再犯防止に向けた措置を実施します。 【人身安全対策課】

〈ストーカー加害者に対する措置〉

ストーカー加害者は、被害者への執着心が強いことから、被害者への更なるつきまとい等を防止するための措置として、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である加害者の特異動向を把握し

た場合は、保護観察所と情報共有を図り、保護観察所が仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する場合は、必要な協力をを行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

また、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。

【人身安全対策課】

〈暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進〉

長崎刑務所と連携を図り、同刑務所に服役中の暴力団組員のうち希望者に対して、社会復帰アドバイザーによる離脱支援講話を実施し、離脱後の就労支援等について説明するなど離脱に向けた働きかけを行います。

【組織犯罪対策課】

〈受入れ企業拡大の推進〉

暴力追放運動推進センター及び協力雇用主を登録する長崎保護観察所等と連携の上、暴力団離脱者の受入れ企業の拡大や広域連携への加入促進を図っています。

【組織犯罪対策課】

【参考（長崎県警提供データ 令和元（2019）年12月末現在）】

全国の暴力団構成員等の総数 約28,200人

県内の暴力団構成員等の総数 約190人

指定暴力団（全国） 24団体

長崎県 11組織

コラム
10

長崎刑務所「社会復帰支援部門」

（長崎刑務所）

社会復帰支援部門は、国の再犯防止推進計画における重点課題に対応するべく、とりわけ高齢者、障害者、認知症等の福祉的支援を要する受刑者を集め、効率的・効果的かつ強力な福祉的支援を行うことを目的に平成31（2019）年4月に新たに設立された部署です。

この部門では、福岡矯正管区内の刑事施設に収容中の犯罪傾向が進んでいる受刑者で、残刑期が1年以上10年未満、かつ、刑期終了日の年齢がおおむね65歳以上の受刑者のうち、①身体、知的又は精神障害により処遇上の配慮を要する者、②認知症又はその疑いがある者、③認知機能障害の重症度が「軽度」から「中等度」に該当する者、④その他、特段の理由により移送の必要があると認められる者のいずれかに該当する者を対象として、令和2（2020）年2月3日から試行的に他施設からの移送が開始されました。

対象となる受刑者には、定期的に身体能力や認知機能の調査をしながら、一般改善指導として、作業前の脳活性プログラムをはじめ、ウォーキングプログラム、創作活動（陶芸、ちぎり絵）プログラムなど、それぞれの受刑者に必要なプログラムを行っています。

法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）の取組 (長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、一般の方々や地域の関係機関・団体からの相談に応じています。長崎少年鑑別所も、「法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）」として、地域の関係機関と連携しながら、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な取組を行っています。

少年鑑別所には、非行のある少年の鑑別で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた生活指導等に関する専門的な知識・ノウハウの蓄積があり、種々の問題に迅速・的確に対応できる体制を整えています。少年だけでなく成人の方の相談も受け付けており、以下のような支援が可能です。

問題行動の分析や指導方法の提案

非行、親子関係、交友関係、職場や学校でのトラブルなどの問題に対し、お子さんや保護者、学校の先生、関係機関からのご相談に応じています。

能力・性格の調査

心理検査（知能検査、性格検査、適性検査等）を行います。また、依頼があれば、お子さんや保護者に結果を分かりやすく説明します。

事例検討会等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、事例検討会などに出席し、助言等を行います。

法教育授業等の実施

児童・生徒等を対象に少年事件に関する司法手続や処分の種類・内容などについて説明する授業や、違法な薬物乱用の有害性について啓発する授業等を行うほか、教職員の方々への研修も実施します。

研修・講演への職員の派遣

関係機関・団体が主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題、思春期の子どもの行動理解や指導方法などについて、分かりやすく説明します。



(地域援助シンボルマーク)

コラム 12

少年院における社会貢献活動

(佐世保学園)

佐世保学園では、特別活動指導の社会貢献活動として、特別養護老人ホーム「チューリップ」と福祉型障害児入所施設「えぼし学園」で清掃活動等を行う取組をしています。特別養護老人ホーム「チューリップ」では、午前中は施設の清掃、洗車作業を中心に行い、午後からは入所されている方々と将棋をするなどの交流をします。終了後、在院者に感想を尋ねると、「作業中に入所者の方から感謝を伝えられて、さらに頑張ることができました。」「みんなで協力し、隅々まで綺麗にできた。」など、達成感を感じた発言が多くあります。

また、福祉型障害児入所施設「えぼし学園」では、午前中は施設周辺の草刈りを中心に行い、午後からは同様に卓球などの交流をします。感想には、「少年院での作業よりも気を遣うところが多くて大変でしたが、丁寧に作業できました。」「このような施設で働きたいと考えていますが、えぼし学園の職員さんの様子を見ることができて、さらに目指したいと思いました。」など、成長を感じた発言が多いです。

この社会貢献活動は、作業内容の指示はしますが、基本的には自分で考えて、自由に行き交う入所者に配慮しつつ、在院者同士で協力して丁寧に作業に取り組むこととしています。自主、自律及び協働の精神の構築に役立つものと言えます。また、入所者と交流の場を持ちますので、様々な反応に対応することが情操教育の一環となっています。

このように、当園以外の施設でのボランティアを通じて、普段体験することのない体験をさせることは当園の教育活動に不可欠なものであると考えています。



〈チューリップでの洗車作業〉



〈えぼし学園での交流場面〉

マインドフルネス
とは？

マインドフルネスという言葉を聞いたことがあるでしょうか。マインドフルネスとは自分自身の気づきを高めるメンタルトレーニングで、瞑想や呼吸法を行うことにより様々な効果があり、誰にでもできます。

佐世保学園では、呼吸瞑想法とボディスキヤン瞑想の2つの内容を実施しています。呼吸瞑想法はその名の通り呼吸に集中することで鼻を通る空気の流れやお腹のふくらみを感じながら、雑念に気づいたらそのままにし、意識を呼吸に戻すことを繰り返す方法です。「ボディスキヤン瞑想」は録音された教材に従い、身体の各箇所に注意を向け感覚を味わいます。

マインドフルネスでは、「今ここ」に意識を集中する訓練をすることで性非行をした者や薬物依存症の者、ストレスを抱えてイライラを上手く解消できない者などが、先を見通した冷静な判断ができるようになったり、集中力の向上や思いやりの心を持つことができるようになったりします。在院者の反応は様々です。「マインドフルネスをやって頭がスッキリした。」「～に集中することができた。」という反応もあれば、「ただジッとしているだけです。」という反応もあります。マインドフルネスは「心の筋トレ」とも呼ばれており、継続することが大切とされています。在院者への指導や助言を重ねて、マインドフルネスという時間を意味があるものにし、教育効果を高めています。



〈マインドフルネスの様子（職員）〉

2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、以下の犯罪被害者支援に取り組んでおり、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに心情伝達制度を犯罪被害者等が利用したときは、所内でケースカンファレンスが実施されています。また、しょく罪指導プログラムを通じて犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等が行われています。

◎更生保護における4つの犯罪被害者支援

意見等聴取制度	地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取することができる制度。
心情等伝達制度	被害者等から心情や意見を聴取し、加害者へ伝達することができる制度。加害者が保護観察を受けている期間中に限って利用可能。
被害者等通知制度	加害者の保護観察状況（保護観察の開始・終了、特別遵守事項の内容、毎月の面接回数等）を定期的に被害者等へ通知する制度。
相談・支援	被害者等からの相談に応じ、被害者支援に関する制度の説明や、関係機関・支援団体の紹介等を行う制度。

長崎刑務所では、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した受刑者を対象として、「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されています。公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターに協力いただき、罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意と被害者等に対する謝罪等に誠意をもって対応していく具体的な方法を考えさせることを目的としています。

佐世保学園（少年院）では、自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えることを目的として、「被害者の視点を取り入れた

教育」が実施されています。被害者等の心情を正面から受け止めるための指導として、ゲストスピーカー（犯罪被害者等）による講話も行われています。

長崎少年鑑別所では、犯罪被害者の手記等を図書として多数整備し、観護措置により収容された在所者に貸出が行われています。少年鑑別所は少年院のように教育を行う施設ではなく、心身の鑑別を行うことを主目的としていますが、図書の貸出のほか、面接や日記・作文等の課題を通して、在所者が自己の非行を振り返り、被害者的心情等を推し量ることができるよう、きめ細やかな働き掛けが行われています。また、地域援助業務においては、非行等の問題行動を起こして来所した対象者に対して、再犯防止のためのワークブック等により、被害者的心情理解を促すように取組がされています。

（3）県の取組の方向

〈犯罪被害者等の支援〉

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、県、市町や県警、民間支援団体などの関係機関と連携し、会議・研修会の開催、支援に関する広報啓発活動を行っています。また、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応や、カウンセリング等の心理的支援、病院受診を助成する医療支援、弁護士相談等の法的支援を可能な限り一か所で行うワンストップ支援センター「サポートながさき」を設置しており、今後も関係機関と連携して犯罪被害者等支援の更なる充実に取り組みます。

【交通・地域安全課】

〈県民の理解の増進〉

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害に加え、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等によって、精神的な苦痛を受けたり、私生活の平穏を侵害されたりする二次被害も受けます。このような犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ犯罪被害者等の心情について、県民の理解を深めることは、犯罪の未然防止にもつながることから、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動を展開していきます。

【交通・地域安全課】

〈犯罪をした者等の家族等に対する支援〉

犯罪をした者等に対して再び罪を犯さないよう効果的な指導・支援を行うためには、本人だけでなく家族等に対する支援も重要です。そのため、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、関係機関と連携して状況に応じた家族等への支援を行います。

【福祉保健課】

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

I 民間協力者の活動促進

(1) 現状と課題

再犯防止への取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員等の更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員や教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るために活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体により、犯罪をした者等が社会復帰するための支援活動も行われています。

本県の保護司については、令和2（2020）年1月1日現在で定数890人に対し現員数797人と充足率は89.6%（表31参照）となっています。また、同年4月1日現在の長崎県更生保護女性会の会員数は3,072人、長崎県BBS会員は75人、県内の更生保護施設は3施設、自立準備ホームは5事業所・9施設となっています。保護司の充足率が年々減少し、高齢化が進んでいることや、民間ボランティア及び民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていないことなどの課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、県内市町の協力を得て保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターが県内全保護区（11か所）に設置されています。

長崎刑務所では、高齢又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識等を付与するとともに、出所後、必要に応じて福祉的支援を受けながら、健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせることを目的として、長崎保護観察所、諫早市、長崎県県央保健所、諫早年金事務所、更生保護施設「雲仙・虹」、長崎県地域生活定着支援センター等の協力を得て、「社会復帰支援指導」が実施されています。また、篤志面接委員の協力による教科指導、各種クラブ活動、面接相談や、教誨師による宗教行事及び教誨が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、篤志面接委員や教誨師のほか、プロサッカー選手、医師等の民間協力者を招へいし、在院者に対する指導が実施されています。また、功績のあった民間協力者に対し、感謝状を贈呈

するなど、活動の促進が図られています。

長崎少年鑑別所では、在所者の健全育成を図るため、民間協力者等と連携し、希望者に対して学校教科に関する学習指導、メディアリテラシーに関する教育、ビジネスマナー指導、平和学習等が実施されています。

(3) 県の取組の方向

〈民間協力者の確保に対する支援〉

保護司の人材確保を支援するため、長崎保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などを行います。

また、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組を広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動を実施します。

【福祉保健課】

〈民間協力者の活動に対する支援〉

長崎県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進を図ります。

【福祉保健課】

〈少年警察ボランティア活動の支援〉

少年補導員や、大学生等で構成する学生センターなどの少年警察ボランティアに対して協働での街頭活動、情報提供等の支援を行います。

【少年課】

保護司が足りない！

〈保護司のやり甲斐：保護司候補者確保に御協力を！〉

(長崎保護観察所)

立ち直りは一人ではできない、だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指すために重要な役割をなっているのが「保護司」です。「保護司」は法務大臣からの委嘱を受けた民間人ボランティアであり、地域住民として犯罪をした者等の相談に乗り、率先的に活動していただいている。

「犯罪をした者等」と言わわれると、怖いイメージを抱きがちですが、近年は以前と変わって、高齢者や障害者、生活困窮者といった社会的弱者が増えています。また、非行少年についても、昔のような血気盛んに非行を重ねる少年は減ってきており、生育環境に課題があったり、少年本人が障害を抱えて非行に陥っている可能性を有しています。

このように、犯罪をした者等が社会的弱者になってくると、一人の保護司で対応するのではなく、複数の保護司（ベテランと新人、男女ペア）で相談に乗っていただくことが、犯罪をした者等の立ち直り支援や再犯防止上も、保護司一人一人の負担を無理の少ない適切な範囲で保つ上でも、有効になっていると言われています。

しかし、毎年保護司が不足してきており、長崎県全体で定数が890名に対し、令和2年末日現在で791名という状況です。保護司確保は喫緊の課題であり、長崎県においては、本再犯防止推進計画の期間が終わる令和7年（2025）度までに最低でも215名が保護司を定年となる上、体調不良などを想定して推計すると280名前後の保護司退任が見込まれます。そのため、長崎県緊急対策本部を設置して、「県内の保護司充足率を90%以上に、長崎県の保護司現員数を801名に戻すこと」を目標に、保護司候補者確保に取り組んでいます。

そのような中でも、保護司の地域社会における重要な役割や「日本の宝」とまで言われている存在価値、保護司活動のやり甲斐に理解を示して、現役世代の頃から保護司になる方も少なくありません。

【 インタビュー 】 未吉征志さん

〔 20年前に十八銀行で働く傍ら保護司になられ、令和2（2020）年に藍綬褒章受章。 〕

〔 保護司を卒業。未吉征志（まさし）さんに、保護司のやり甲斐などについてインタビュー 〕

十八銀行（当時）の関係会社に転勤し、「全国転勤も落ち着いたので地域に貢献したい」と思っていたとき、保護司を薦められて引き受けました。少年や女性、高齢者と地域で関わってきましたが、その人たちの話を聞くことで心が通じ合うようになり、保護司を退任した今でも「真面目に生活している」とのメールをくれる人も居るので、本当に嬉しくなります。最初は「自分に保護司ができるのか」と思うかも知れませんが、「自身の成長や人生の勉強になるのが保護司だ」と実感しました。

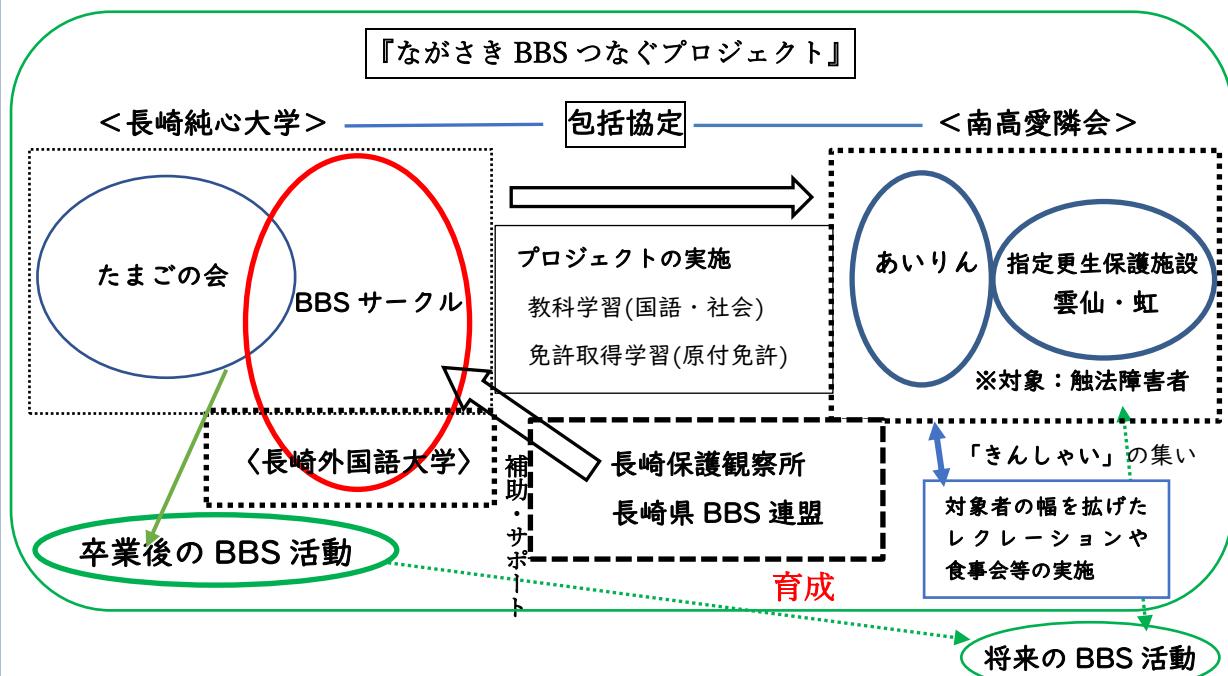
事実、犯罪をした女性から「失敗学」という言葉を聞いて、一緒に勉強してみたところ、社会人生活では知り得なかったことを学び、本当に人生の役に立ちました。現在仕事をしている人であっても、現役世代だからこそ早めに保護司になって、その経験を役に立ててほしいと思います。とくに今は新型コロナウィルス感染拡大の時代であり、「人と人とのふれあい」が難しくなってきているときです。だからこそ保護司になって、「人とのふれあいを通じて学ぶことの大切さ」を実感してほしい、保護司は案外楽しいことも多いので、“ながさきの人として心があたたまる経験”をしてほしいと思います。さあ、あなたも保護司になってみませんか？

学生と福祉との連携支援

〈ながさき BBS つなぐプロジェクト〉

(社会福祉法人 南高愛隣会)

社会福祉法人南高愛隣会が運営する自立訓練・就労継続支援B型事業所「あいりん」と指定更生保護施設「雲仙・虹」では、月一回、長崎純心大学と長崎外国語大学の BBS サークルと連携し、罪を犯した障害のある方を対象に、長崎保護観察所から交通費等のサポートを受けながら、国語・社会の基礎的な「学習支援」に取り組んでいます。この取組は、将来を担う若者たちが「学習支援」を通して罪を犯した障害のある方と実際にふれあうことで、理解促進と更生支援(共生)のネットワークづくりが大きな目的となっています。



2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

昭和 26（1951）年から、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など、県内各地で様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法において、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものではないことから、理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、“社会を明るくする運動”や「再犯防止啓発月間」についての周知が必要です。

(2) 国の取組

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”では、作文コンテストや弁論大会等を開催し、小中高生の再犯防止への意識の醸成に取り組んでいます。

長崎保護観察所では、更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会を実施しています。

長崎刑務所では、公的機関に限らず幅広く施設見学の受け入れが実施されているほか、矯正展等のイベントを当所以外にも、佐世保市、大村市、五島市等の各地で実施されるなど、矯正の現状や取組等の広報・啓発活動が積極的に行われています。

佐世保学園（少年院）では、地方公共団体、地元大学及び更生保護団体等への施設参観を通じて、少年保護手続きの仕組みや少年の非行傾向、行動理解及び指導方法等についての広報が行われるとともに、近隣刑事施設で開催される矯正展に参加し、矯正教育に関する広報・啓発活動が実施されています。また、特別活動の社会貢献活動として、佐世保市内の特別養護老人ホームや福祉型障害児入所施設での清掃活動等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、活動への地域の方々の理解を深めるため、施設見学の受け入れが積極的に行われています。また、関係機関の連携を強化し、地域における非行及び犯罪の防止のための活動を推進するために、地域援助推進協議会が毎年開催されています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する啓発活動の推進〉

毎年7月に実施されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ関係機関等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。

【福祉保健課】

〈民間協力者に対する表彰〉

更生指導、犯罪や非行のない明るい社会づくりと福祉の増進に功労のあった保護司及び更生保護女性会員に対して、感謝状の贈呈を行います。

【福祉保健課】

〈人権教育・啓発の取組〉

お互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、人権尊重社会を実現していくために、あらゆる場・あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の取組を推進します。

【人権・同和対策課】

できることをできるときに <更生保護女性会とひまわりプロジェクト>

(長崎県更生保護女性連盟)

更生保護のボランティア団体の一つである「更生保護女性会」は、女性のあたたかな愛や包み込むような優しさをもって犯罪や非行に至った人たちの支援をしている団体です。

主な活動内容は、保護観察対象者と共にに行う社会貢献活動などに対する保護観察処遇への協力活動、更生保護施設に出向いて施設利用者と一緒に家庭料理を調理して食べたり、施設主催の行事に参加して話し相手になったりする更生保護活動や、保護司会やBBS会と協力して行っている“社会を明るくする運動”の広報活動などの犯罪非行防止活動のほか、自己研鑽を目的としたミニ集会などがあります。

更生保護女性会は独自の活動はもとより、時代の情勢や社会問題など様々な情報を収集し、柔軟に活動に生かすことができる団体で、「できることをできるときに」を合い言葉に、会員一人一人が楽しみながら日々更生保護諸活動に関わっています。

令和2（2020）年10月現在、県内に12地区の更生保護女性会があり、会員数は約3,000名です。平成27（2015）年には3,800名であった会員も右肩下がりになり、全国的にもこの5年で約10,000人の会員減となっており、会員の高齢化や新会員不足は全国的な課題です。

令和2（2020）年度に新たに始まった「地域を編む女性達のネットワーク『子どもを守る長崎ひまわりプロジェクト』」は、更生保護女性会のほか地域婦人連絡協議会や栄養士会、看護協会など県内23の団体が連携し、子どもや子育て家庭の親に声をかけ見守る活動を展開するものです。

子どもの暴力の低年齢化や地域社会での交流が乏しくなった現代社会では、子どもも親達も頼る術を見失い、孤独を感じています。そういった子どもや親達が悩み苦しんでいるところに寄り添い、明るい声かけや励ましを行うことで、その子どもや親達の支えとなるべく、民間の女性団体が横糸で繋がったのがこのプロジェクトです。

このように異なる分野で活動する団体が子どもだけでなく、その保護者や家庭まで支援することを目的として横の繋がりを持つことは全国でも珍しい取組かもしれません。

長崎県の青少年の健全な育成に貢献し、犯罪や非行に至る人たちを少しでも減らすことができたら、支援の輪が長崎県から日本中に広がっていったら、と大きな期待と希望を持って活動しています。

ぜひ、県民みなさんのご理解と御協力をお願いします。



“ひまわりに囲まれた親子の絵”
長崎の版画家小崎侃先生の
オリジナル作品



活動の状況は、このQRコードからアクセスしてご覧ください。

IV 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国・市町・関係団体等との連携・協力により再犯防止の施策に取り組みます。また、県と国の関係機関等で構成する「長崎県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を新たに設置し、情報交換や課題の共有、長崎県再犯防止推進計画の進捗管理などを行います。

コラム
16

地域に学びと支援の輪を <長崎多職種連携・たまごの会>

(長崎多職種連携・たまごの会)

長崎多職種連携・たまごの会は、長崎純心大学と長崎大学で主に福祉・医療・心理の職に進む学生=たまごにより、平成27（2015）年に設立されました。学ぶ専門分野が異なると、同じ言葉や出来事でも違う視点から考えているという刺激的な発見をしたのが設立のきっかけです。私たちは、生きた知識を学び、互いに教え合うことで、共に育つ場を作り、将来、長崎で地域包括支援体制を支えていく存在になることを目標としています。そこで勉強会や定期的なミーティングなどの活動を通して、学生のうちから顔の見える関係を作り、互いに理解・尊重できる関係を築いています。

活動の1つとして平成29（2017）年より長崎県地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）との勉強会を続けており、刑務所参観等も行いました。特に、刑務所参観では、司法に抱いていたイメージがとても変わりました。受刑者の中に孤立や生きづらさを抱え、支援が届いていない人が多くいること、定着支援センターでは全国に先駆けてそのような人への支援の仕組みを作り、さらに全国どこでも応用可能な官民の専門職が一体となった支援体制を整えてきましたことを学びました。現状を知ることの大切さや“罪を償う、許すとは何か、最適な支援は何か”などを考えることができ、報道や世間のイメージを鵜呑みにしてはならないことにも気づかされました。また、支援にあたって、何でも話せて、また戻ってきたいと思えるような良い感情を残す心の通った信頼関係を築くことも大切であることがよく分かりました。衣食住や仕事の支援だけでなく、そのような関係を作る支援も行うことが再犯防止につながります。

今ではこの学びの輪は場所と職種が広がり、香川大学法学部の学生ともオンライン上で活動を共にしています。司法の道を志す学生からの新しい視点はとても新鮮です。

私たちは、地域の現状と支援の仕組み、多職種が連携する支援体制、支援の心構えを学び、異なる専門職を目指す学生同士で違う視点から教え合うことで、多くの刺激を受けてきました。私たちが支援の現場に出た時、多職種が今よりも連携したさらに良い支援を地域の人たちに提供できるようになると考えています。

私たちは、これらの活動を続け、発信し、この学びの輪を広げていきます。地域に支援の輪が広がり、より充実した地域住民中心の支援体制を築くことにつながると確信しています。

V 参考資料

第Ⅰ 用語集

あ行

【IoT (Internet of Things)】

「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す。

【ICT (Information and Communication Technology)】

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

【一般調整】

特別調整ではない、従来の生活環境調整制度のこと。

【入口支援】

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うこと。

か行

【仮釈放】

刑法第28条に基づき、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を収容期間満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残りの収容期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。

【起訴】

公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。

【起訴猶予】

被疑者が犯罪を犯したことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の輕重と情状、犯罪後の情況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。

【きょうかい教誨師】

矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨（読経や説話等による精神的救済）を行うボランティアのこと。

【矯正施設】

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

【矯正就労支援情報センター】

受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じて、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしている機関。通称「コレレワーク」。

【協力雇用主】

犯罪をした人等の改善更生及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

【居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の大家等の双方に、住宅情報の提供等の支援を行う。

【居住支援法人】

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を居住支援協議会と連携し行う法人のこと。居住支援の担い手として県が指定する。

【禁錮】

無期及び有期とし、有期禁錮は 1 月以上 20 年以下とされている。刑事施設に拘置されるが、刑法上、作業の義務が課されていない点が懲役とは異なる。

【ぐ犯少年】

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のこと。

【刑事施設】

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

【ケース・フォーミュレーション（CFP：Case Formulation for Probation）】

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール。理論的・実証的根拠に基づき、再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と、その背景要因・相互作用を分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの。

【刑法犯】

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）。

【刑務所】

主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。

【検挙】

捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることことができたこと、さらに犯人として引致できたこと。

【検察庁】

検察官の行う事務を統括するところであり、検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決める。また、検察官は自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもある。

【更生緊急保護】

保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、身柄の拘束を解かれた後、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与したり、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うこと。

【更生保護】

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

【更生保護サポートセンター】

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

平成20（2008）年度から整備され、平成30（2018）年度末までに全国886か所に設置されている。

【更生保護施設】

刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。令和2（2020）年12月現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。県内には、3施設ある。

【更生保護女性会】

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。

【更生保護法人】

更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて、専ら更生保護事業を営むことを目的として設立された特別な法人のこと。

【拘置所】

主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。

さ行

【再入者】

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

【再犯者】

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

【執行猶予】

「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。以前に懲役刑又は禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、判決で3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することができる。

また、同様に3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することができる。

猶予されている期間は、刑務所に入ることはないが、その期間内に再び犯罪を犯すなどしたときは「執行猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。

【児童自立支援施設】

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【児童相談所】

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他のからの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関のこと。児童福祉法に基づき、各都道府県等に設置されている。

【社会を明るくする運動】

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。

なお、平成28（2016）年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、“社会を明るくする運動”は、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進する。

【住宅確保要配慮者】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

【就労継続支援事業所】

就労継続支援A型事業所と就労継続支援B型事業所がある。就労継続支援A型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。就労継続支援B型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

【就労支援事業者機構】

経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきとの考え方から、平成21（2009）年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、また、地方単位の就労支援事業者機構（都道府県就労支援事業者機構）が全国50か所（各都府県に1か所、北海道は4か所）に設立され、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主へ助成事業などの就労支援事業を実施している。

【乗車保護】

刑務所出所者に対し、最寄り駅までの乗車運賃の支給等を行うこと。

【少年院】

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設。

【少年鑑別所】

家庭裁判所等の求めに応じ、①鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

なお、鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

【少年警察ボランティア】

「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止や健全な育成のため、都道府県、市町村、学校などと連携してボランティア活動に従事している民間のボランティア（警察本部長等から委嘱）のこと。

【少年刑務所】

主に 26 歳未満の受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。全国に 6箇所、九州では佐賀少年刑務所がある。

【少年サポートセンター】

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。活動内容は、①少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、②非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、③犯罪被害少年への助言・支援、④非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など少年非行を未然に防止するための啓発活動、などを行っている。

【処遇】

警察等で検挙された人が、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。

【触法少年】

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のこと。

【自立訓練】

障害福祉サービスの一つで機能訓練と生活訓練がある。機能訓練とは、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもの。生活訓練とは、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもの。

【自立準備ホーム】

平成 23（2011）年度から、保護観察所長があらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼んでいる。自立準備ホームでは、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。県内に、令和2（2020）年4月1日現在、登録団体が5団体、9施設ある。

【心神喪失者等医療観察制度】

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善惡の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度のこと。

【スクールカウンセラー】

心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。

【スクールソーシャルワーカー】

児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。

【生活環境調整】

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察をより効果的に行う目的で実施されている。

【生活困窮者自立支援制度】

平成 27 年（2015）4 月から始まった制度であり、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人等」を対象に、困りごとにかかる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること。

再び最低限の生活を維持できなくなることがないよう、生活保護から脱却した人も支援の対象となる。

【セーフティネット住宅制度】

「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成 29 年（2017）10 月 25 日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、始まった制度のこと。

民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的としており、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の 3 つの柱から成り立っている。

【成年後見制度】

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などのうち判断能力が不十分な成年者の財産や生命、その権利などを保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所による法定後見制度と本人による任意後見制度がある。

た行

【地域共生社会】

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

【地域生活定着支援センター】

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成 21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に 1 か所設置されている。

【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

【懲役】

無期及び有期とし、有期懲役は 1 月以上 20 年以下とされている。刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰のこと。

【DV (Domestic Violence)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のこと。

【独自調整】

一般調整及び特別調整のどちらでもなく、独自に調整を行うこと。

【篤志面接委員】 どくし めんせつ いんいん

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。

【特別調整】

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のために、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための調整を行うこと。

具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その人が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。

な行

【認知件数】

警察が発生を認知した事件の数をいう。

は行

【犯罪少年】

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

【BBS会】

Big Brothers and Sisters の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約4,500人の会員が活動している。

【非行少年】

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称のこと。

〈犯罪少年〉

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

〈触法少年〉

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

〈ぐ犯少年〉

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

【法務少年支援センター】

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（「地域援助」）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応している。

【保護観察所】

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。

【保護司】

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

全国で約4万7,000人が活動している。県内では11の保護区があり、約800名の保護司が活動している。

第2 長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会委員名簿

関係機関名	役職	氏名	備考
日本社会事業大学	教授	潮谷 有二	
長崎地方検察庁	検事正	木下 雅博	
長崎刑務所	所長	関 雅義	
佐世保学園	園長	中西 和久	
長崎少年鑑別所	所長	渕上 康幸	
長崎保護観察所	所長	古賀 正明	
長崎労働局	職業対策課長	熊田 重人	
長崎県弁護士会	会長	中西 祥之	
長崎県保護司会連合会	会長	津田 祐一	
更生保護法人 長崎県更生保護協会	理事長	小濱 正美	
特定非営利法人 長崎県就労支援事業者機構	会長	吉田 茂視	
NPO法人ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	代表	中川 賀雅	
長崎県地域生活定着支援センター (社会福祉法人 南高愛隣会)	所長	伊豆丸 剛史	～令和2年9月30日
長崎県地域生活定着支援センター (社会福祉法人 南高愛隣会)	常務理事	酒井 龍彦	令和2年10月1日～
長崎県 長崎こども・女性・障害者支援センター	所長 (医師)	加来 洋一	